

III. 彦根城表御殿の機能と荘厳

はじめに

表御殿は、彦根城表御門脇に建てられた殿舎であり、藩主在国中の居館であるとともに、彦根藩の藩政機構の中枢が置かれた政庁でもある。江戸時代後期のいくつかの表御殿絵図によれば、そこには在国中の藩主が日常の私的な生活をおくる奥向と呼ばれた空間と、藩士との対面などの公的行事をおこなう表向と呼ばれた空間とがあり、両者が複雑な殿舎構成のなかにたくみに配分されていることがわかる。しかし、このような構成をもつ殿舎がいつ頃から整備されたのか、あるいはどのように変化を遂げながら明治時代の解体に至ったのかは、未解明の部分が多く残されている。

たとえば、表御殿の造営については、従来、『井伊年譜』（以下『年譜』と略す）の記述などにより、元和元年（1615）から元和8年までの間におこなわれたと考えられてきた⁽¹⁾。しかし、『年譜』に記す他の記述との不整合も見られ、なお検討すべき課題がいくつか見られる。そのため、このたびの発掘調査による成果に大きな期待が寄せられていた。その結果は、『表御殿発掘調査報告書』に詳細に記されているが、遺物としては、造営年代を裏付ける近世初期のものはほとんど見られなかった。遺構では、奥向殿舎や表向の一部で繰り返し増改築がおこなわれたことが窺えるのに比べ、表向殿舎の主要部分については、創建当初から平面プランにおける改変は見られず、御広間や黒書院の骨格部分は幕末に至るまで維持されていたことが指摘されている。ただし、その表向殿舎のみに限っても、造営年代を知る考古学的根拠は乏しく、近世後期に増築された能舞台以外、構造物の一部すら現存しないため、建築学的見地からの考察も困難となっている。

江戸時代の大名の居館は御殿と呼ばれ、書院造りを基本とする。しかし、諸藩のものはほとんど現存せず、幕府の御殿として、二条城の本丸御殿・二の丸御殿があるのみである。二の丸御殿は近世初期の姿を伝えるものとして貴重であり、表御殿を考えるうえでたいへん参考になる。

このような資料の伝存状況のなかで、表御殿の復元にあたっては江戸時代の表御殿絵図や発掘調査による成果が、さまざまな角度から検討され、資料の最も豊富な近世後期の御殿を復元することになったのである。木造の在来工法により復元された奥向殿舎の主要部については「起こし絵」の伝存により、書院床・違棚などの仕様の細部に至るまで復元することが可能であったが、惜しむらくは、室内の障壁画などの装飾については復元にたる十分な資料が得られなかったことである。近世の武家居館に描かれた障壁画は、たんに個々の諸室を装飾するためのものではなく、ある秩序のもとに、部屋のもつ機能・格式と画題や描法・彩色法とが密接な関係をもっていることが指摘されている⁽²⁾。表御殿諸室の構成や機能を考えるうえで、興味深い指摘であり、文献史料や建築様式の面からの検討とあわせて考察する必要があるだろう。

本稿は、以上の課題をふまえた上で、江戸時代の表御殿をより有機的に理解するため、古文書・古絵図等の文献史料の検討や発掘調査の成果をもとにして、表御殿諸室の機能と障壁画による荘厳の考察をおこない、彦根藩における表御殿の果たした役割を明らかにしようとするものである。

(1) 『彦根市史』上冊、第四編 第二章「彦根城の築城と城下町の形成」（1960年 彦根市）によれば、「「直孝公御家督」（元和元年）以降で、城郭の構成が完成する元和八年頃に造営されたものと推定される」とする。

(2) 武田恒夫『近世初期障屏画の研究』第二章「障壁画」（1983年 吉川弘文館）

1. 表御殿の造営とその機能

(1) 表御殿の造営

表御殿の造営については、創建当時の記録や殿舎の規模・構成を描いた絵図は発見されておらず、現在のところ享保年間（1716—1736）に編纂された『年譜』⁽¹⁾の記述が有力な手がかりとなる。『年譜』には、表御殿の造営年代については明記されていないが、それを推定するにあたり示唆を与えてくれる記述が、慶長8年の「秋七月築彦根城」の項に散見される。

まず、「御本丸御広間并御台所・長局等有、直継公御在城ノ時分ハ右ノ広間ニ座ス」という記述である。御本丸御広間とは、文化11年（1814）の年紀のある『御城内御絵図』（図1）中に、御天守に面して記された御広間と推定され、現在礎石のみが残されている遺構がこれに該当すると考えられる。この記述によれば、彦根城の築城を最初に手がけた井伊直継⁽²⁾の代には、御広間を居館としたことが窺われ、まだ、表御殿の造営はおこなわれていなかったと考えられる。つまり、少なくとも、この記述からは、元和元年（1615）、井伊直孝の藩主就封以後に表御殿の造営がはじまったと推定される。

井伊直孝は、大坂冬・夏の陣などへの参戦により、一時中断していた彦根城の築城工事を、直継からの家督相続以後再開する。元和年間の初めには「是迄此城は^(ママ)揆上の類にて大概の御かこひなどは土手計りに有云々⁽³⁾」といわれた彦根城は、元和8年には、次の『年譜』頭注の記述のように、惣構の大部分が完成したのである。

元和八年御城辺ノ石垣過半成、奉行人奥山六左衛門、大鳥居玄蕃、普請奉行植田長右衛門、佐成三郎左衛門、谷口八郎兵衛、作事奉行塩野左近右衛門、竹中清太夫、門屋猪右衛門、御入用高二百八十九貫四百三十一匁八分、渡シ方金奉行藤田平右衛門、高橋長十郎

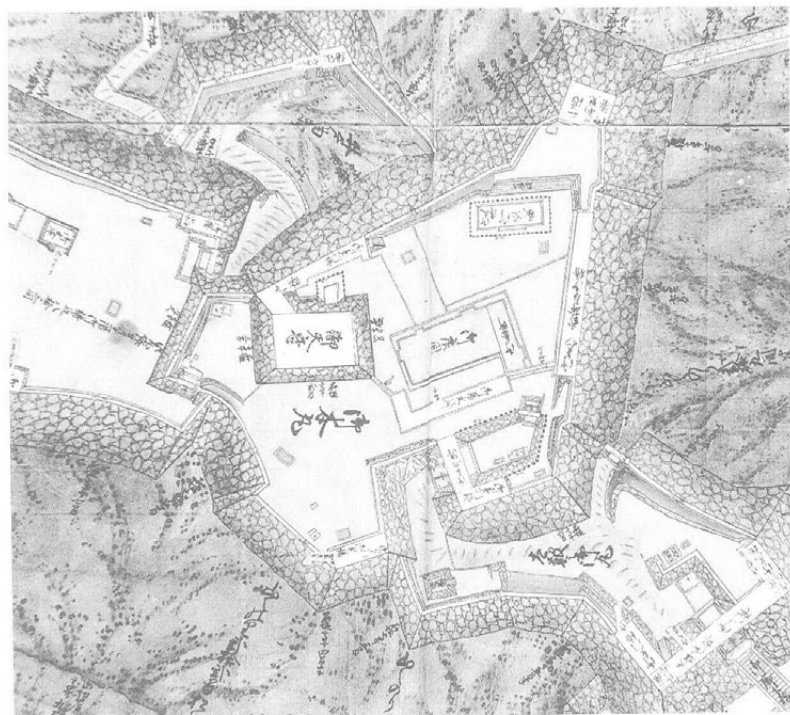


図1 『御城内御絵図』（部分） 本丸御広間

さらに『年譜』には、「惣構ノ堀・土手・櫓并御成御殿其外ノ屋作ハ大方直孝公御家督己後出来、直継公御代ニハ一重構計也」とあり、直継の慶長期の城普請が、本丸・太鼓丸・鐘ノ丸・西ノ丸を中心とした第一郭の武装に主眼がおかれていたのに対し、直孝の元和期以降のものは、堀・土手・櫓など第一郭外縁部の整備と将軍の入城を迎える御成御殿をはじめとする「屋作」、すなわち殿舎の造営を目的としていたことがわかる。

また、慶長期の普請が、幕府から3人の公儀奉行が派遣され、7国12大名が動員された幕府主導型のものであったことや、彦根城の築城が、上方（豊臣方）の押えとして重要な役割を負っていたことを考慮すれば、慶長期の普請

を上方に対する軍事的要塞の建設ととらえることができるであろう。一方、元和期の普請は、大坂の陣後の藩経営の拠点としてのもの、つまり藩の政庁の整備ととらえることができる。このことは、一連の城普請における藩主の居館の位置や、家臣団の配置の点からも窺うことができる。

まず、藩主の居館については、前述のとおり、慶長期は**本丸御広間**をあてていた。また、のちに彦根藩筆頭家老の地位につく、木俣土佐守勝は西の丸三階櫓を預けられ、慶長期には城内第一郭西端に位置する山崎曲輪に屋敷を構えており、慶長19年(1614)、大坂冬の陣後に直孝が彦根に還軍したときも、木俣屋敷は山崎に置かれていた。さらに、城内南部、『御城内御絵図』中に**御城米御蔵**の立ち並ぶあたりは、慶長期に5,500石という家臣のなかでも最高の分限を許された鈴木主馬正の屋敷であったことも伝えられている⁽⁶⁾。

このように、彦根城の創草期には、重臣を城内第一郭の主要な曲輪に配し、藩主の居館を天守に近い本丸に置くという、戦時を想定した配置がおこなわれていたのである。

しかし、これら重臣の屋敷も、元和期以降の城郭整備にともない、内堀に囲まれた第一郭から外へ移され、藩主の居館も本丸から山下の表御殿へと移されたと考えられる。まず、鈴木主馬正の屋敷は、元和元年、井伊直継の下野国安中への転封にともない、鈴木主馬助重勝が直継の重臣として同行したため屋敷の主人を失い、のちに**御城米御蔵**となる。また、木俣屋敷も、『侍中由緒帳』⁽⁷⁾の木俣の項、二代目右京の慶長20年2月条に、「直孝様二月彦根江御入部、右京山崎之屋敷江御落着被遊」とあり、少なくともこの頃までは山崎におかれたことがわかるが、その後、時期は明らかでないが第一郭の表御門外、佐和口にあった棕原算三郎屋敷へと移されている。

これら屋敷地の移転は、直孝の就封後、大坂の陣の功績により、慶長20年5月13日の5万石、元和3年9月21日の5万石、寛永10年(1633)3月の5万石と三度にわたる加封があり、就封時の15万石から倍増して30万石となり、軍役上の城郭内施設の拡充や幕府からの預米5万石分の**御城米御蔵**造営などが必要となったことが要因と考えられるが、一方では、「元和偃武」による上方情勢の鎮静化にともない、藩政組織上の平時体制の整備が求められていったことも考慮しなければならないであろう。表御門外の筆頭家老木俣屋敷をはじめとした重臣屋敷を第二郭内に配置することにより、藩士の居住区分の序列化が進められ、その頂点としての藩庁と藩主の居館の機能をあわせもつ表御殿が新たに造営されたと考えられる。ただし、表御殿の造営に関する一次資料はなく、明確な造営年代の推定は困難である。ここでは、城郭整備における元和期の特徴や『年譜』の記述から、少なくとも元和期以降、城郭周辺の石垣がほぼ完成する元和8年を前後する時期に、表御殿の造営がおこなわれたと考えておきたい。

- (1) 『井伊年譜』は享保年間に功刀君章(くぬぎきみあき)・高野蘭亭らの手により編纂された、彦根藩主の事跡・業績を記したもの。全十巻、彦根市立図書館所蔵
- (2) 初代藩主井伊直政の嫡男。直政の没後二代藩主に就くが、慶長20年2月に上野国安中に別家として転封を命ぜられたため、家督を直孝に譲った。そのため、後代、彦根藩では直孝を二代藩主として、直継を歴代からはずしている。
- (3) 『淡海落穂集』 直孝築城の項、彦根市立図書館所蔵
- (4) 『年譜』 慶長八年秋七月築彦根城の項に「西ノ丸三階櫓ハ木俣土佐ヘ御預也、一月ニ廿日程宛土佐相詰候由、其節土佐屋鋪ハ城内山崎ニ有之」と記す。
- (5) 『年譜』 慶長十九年十二月廿四日の項に、「直孝公ヲ被召御暇賜リ、彦根ヘ御凱軍ナリ、此時御城内ニ直勝公ノ侍女有リ、依之、直孝公木俣右京守安山崎ノ屋敷ヘ御入り」と記す。
- (6) 『年譜』 慶長八年秋七月築彦根城の項に「今令御城米御蔵有之所ハ鈴木主馬正屋敷ノ由」と記す。

(7) 『侍中由緒帳』(井伊家伝来古文書 628号) 彦根城博物館保管(以下井伊家伝来古文書はすべて本管保管)

(2) 表御殿の構成 ―表向と奥向―

さて、表御殿は江戸時代後期の絵図(別図版2参照)によれば、家臣との対面をはじめとする公的行事に用いられた表向殿舎と、藩主の私的空間としての奥向殿舎とに大きく区分される。絵図中では表向と奥向は明瞭に色分けされており、明確な機能の相違を表したものと考えられる。相方の殿舎は、限られた通路のみにより往来が可能であり、相方の殿舎間での出入が制限されていたことを窺わせる。

この通路は、御鎖口と記されている。江戸時代の武家居館では、一般的には鈴口と呼ばれるところで、表向から奥向に通ずる出入口に大きな鈴を懸け、用務のあるときは、それを引き鳴らして連絡をとりあったといわれる場所である。表御殿に見られる御鎖口⁽¹⁾に鈴あるいは鎖が懸けられていたか否かは定かでない。とはいえ、御鎖前御番人の存在も認められ、鎖という呼称には、いかにも閉鎖的な語感が込められているといえよう。

表御殿絵図には、この御鎖口⁽²⁾の数が一カ所のものと二カ所のものがある。そのうち、一カ所は表向の表御座之間から奥向の老女詰所・御末之間などに通ずるところに設けられ、どの時期の絵図にも共通して見られる。他の一カ所は、表向の藩主の居間となる表御座之間付近や奥向の新しい殿舎が増改築されたあとに見られるもので、表御座之間から張出之間・御休息之間の表向諸室を経て、奥向の池泉式庭園に面して新建された御座之御間へ通ずるところに設けられている。本来の御鎖口の機能から見れば、老女詰所に近い前者の場所が適していると考えられるが、後者のように、増改築の結果、表向と奥向との往来の利便を考慮して増設されることもあったようだ。

このように、表御殿には、江戸時代の武家居館に見られるような、女性のみが藩主の世話をする奥向きの機能をもった殿舎が設けられていたことがわかる。しかし、この奥向殿舎が表御殿の造営当初から設けられていたかどうかは、一考を要するであろう。つぎに、この点について考察をすすめてみよう。

前述の直継在城期に藩主が居館とした建物御広間は、当時の構造を正確に伝える絵図は現存しない。唯一、文化11年の『御城内御絵図』(図1)に記された、本丸の御広間・御台所・御局文庫の殿舎が知られるが、これを『年譜』の記述に見る直継在城期の「御広間并御台所長局」に比定するならば、表御殿の長局に相当する御局文庫などの施設が存在するが、御広間そのものの平面構成が示されていないため、表向と奥向の明確な区分を確認することはできない。ただ御広間の規模とのちの表御殿の大広間とを比較すれば、むしろ本丸の御広間の方が小さく、この建物の中に、表向の対面空間や藩主の私的な居間空間が区分されていたとは考えがたい。この時期には藩主の公私の居場所について、それほど明確な使い分けが必要とされなかったのかもしれない。

つぎに、元和以降、直孝時代に造営されたと考えられる表御殿ではどうであろうか。『年譜』によれば大広間・御黒書院・笹之間などの室名が見えている。これらは、表御殿絵図から判断すると表向の殿舎と考えられ、奥向殿舎については何ら記されていない。奥向の記述がないのは、出入の制限により『年譜』の編者や一般の家臣が実見できなかったか、あるいは、内部構造について他言を許されなかったとも考えられるが、奥向の存在を示す根拠とはなり得ない。しかし、『年譜』には、直孝時代の表御殿の内部構造を示す、次のような興味深い記述が見られる⁽³⁾。

一 同所(笹之間、筆者補注)次ノ間ハ、直孝公御在城ノ時ハ御居間ニ被成、毎日諸役人被召寄、國用御直ニ被仰付、御城内御既其外御足半被為召、中ノ口前ノ井ニテ御足被為洗、御居間ノ囲炉裡ニ御アタリ被遊候由、今ニ囲炉裡ノ跡有之、

これによれば、直孝は表御殿絵図中の表向殿舎に位置する笹之間の次の間付近を、居間として政務を執ってお

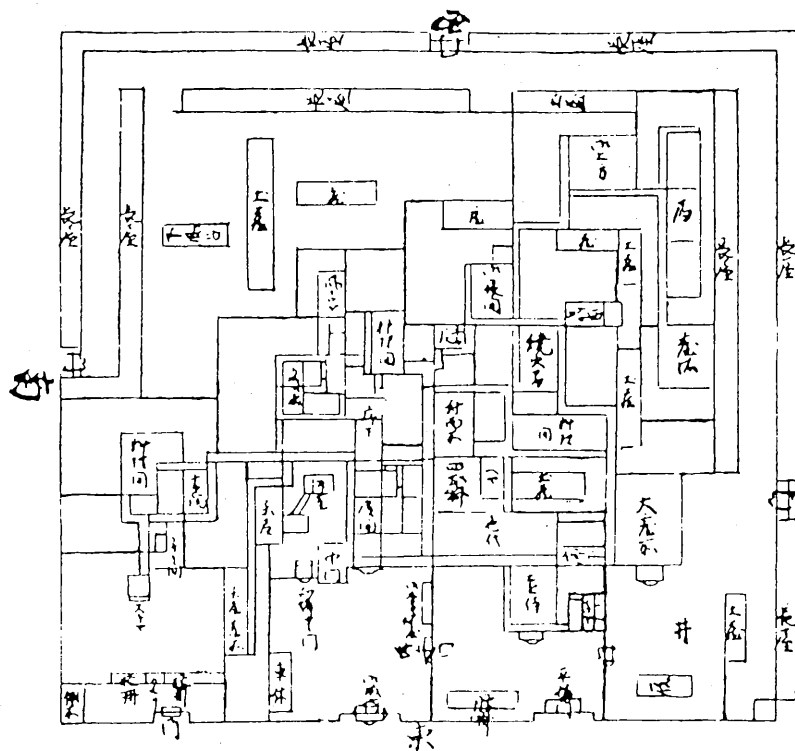


図2 『匠明』殿屋集より屋敷図

り、そこには、囲炉裏が切ってあったことが窺われる。このような、殿舎内に囲炉裏を切った部屋は、豊臣秀吉時代の大坂城奥御殿や江戸城本丸御殿、また創建期の名古屋城本丸御殿など、すでに近世初期から見られる。江戸時代、慶長13年・15年の奥書がある、江戸幕府大棟梁、平内家伝来の木割書『匠明』に所載する「屋敷図」中には、⁽⁴⁾焼火間(たきびのま)として記され、のちの諸藩の殿舎にも散見される。

この『匠明』に記された焼火間は、広間や対面所のある表向殿舎と奥向殿舎の中間に位置するのが特徴である。たんに、囲炉裏を切

り、火をたき、暖をとる部屋という意味だけではなく、ある特定の機能がそこに示されていると考えられる。たとえば、名古屋城本丸御殿の囲炉裏のある部屋が、寛永11年(1634)に上洛殿として増改築された際、溜之間として位置づけられたことや、江戸城本丸御殿の老中・若年寄の詰所とされた御用部屋に囲炉裏が切ってあったことなどを考え合わせると、囲炉裏の切られた部屋で暖をとりながら政務を執ることに意味があったと考えられる。また、江戸城本丸御殿には、囲炉裏が切られた部屋がいくつか見られ、とくに焼火間の名称を用いた部屋が一室あった。この焼火間では、天保年間(1830—1844)に、二の丸御留守居、御納戸頭、御腰物奉行以下の諸役人以外は、この部屋に伺公してはならないことが定られており、隣接して表祐筆部屋が設けられていることなどから推測すると、表向諸役人との執務伝達や協議がおこなわれたものと考えられる。このように、武家社会において囲炉裏のある部屋で政務を執ることが、ある一定の意味をもっていたことが窺える。

しかし、囲炉裏のある焼火間は表向のみに見られる部屋ではない。豊臣時代の大坂城では、奥御殿のみに焼火間が設けられ、ごく親しいものたちとの相談ごとや飲食をともにしたことが想像される。つまり、焼火間は、一定の式次第にしたがってすすめられるような公的儀式的場としてではなく、じっくりと時間をかけ、膝を交じえた協議がおこなわれる場といえるであろう。『匠明』に見られた焼火間が表向と奥向の中間に位置するのも、奥向あるいは表向のなかでも藩主が政務をとる居間付近に相当しており、表向の対面場所としての広間の独立により、家臣のなかでも諸役重職につくものとの協議をおこなう場として設けられたと考えられよう。

このように、武家居館における焼火間の役割を考慮すると、表御殿で直孝時代に見られる囲炉裏の切られた居間の役割は、ちょうど『匠明』の焼火間に相当するものと考えられる。ただし、発掘調査では、表御殿絵図中の笹之間付近には囲炉裏の痕跡は検出されず、直孝時代の居間の位置を確認することはできなかった。とはいえ、表御殿表向に御広間・黒書院・笹之間などの主要殿舎が整っていること、直継時代の殿舎に長局など奥向の機能をもった部分があることなどから推定すると、創建期の表御殿にも『匠明』の屋敷図に見られる基本的

な殿舎構成をもっていたことが窺われる。また、発掘調査における表御殿の礎石下部の整地面状況から判断すると、構造物の改変が見られない部分は、表向の御広間・黒書院・笹之間・表御座之間などに見られ、創建当初から対面空間や政務空間の独立化をはかった殿舎構成をもっていたことが窺われよう。

註(1) 奥野高廣『皇室御経済史の研究』(1944年 吉川弘文館)によれば、宮廷内裏には表・奥の空間区分があり、その境目には鎖口が設けられていたことが指摘されている。この鎖口は、鈴口と同じ機能を持っており、表御殿の御鎖口もこの名称になったものと考えられる。

(2) 御鎖口が一ヵ所のものは本書別図版1、二ヵ所のものは図版2・図版5などがあげられる。なお図版5の老女詰所側の鎖口には「元御鎖口」の名称が付されている。

(3) 『年譜』慶長八年秋七月築彦根城の項、

(4) 『日本名城集成 大坂城』(1985年 小学館)所収「豊臣時代大坂城本丸図(中井家本A)」、『日本名城集成 名古屋城』(1985年 小学館)所収「名古屋城本丸平面図(創建期)」などによる。

(5) 徳川黎明会編『徳川禮典録 下』(1982年 原書房)所収「徳川禮典附録 卷二十四」。

(3) 表向諸室の構成と機能

江戸後期の表御殿絵図によれば、表向は遠侍・式台・寄附などの玄関棟、御広間棟、黒書院棟、笹之間・御用部屋などの笹之間棟、表御座之間棟、台所棟など、いくつかのまとまりをもった棟区分がある。これらは、さらに数室の部屋により構成され、全体として大規模な表向殿舎を形成する。

それでは、以下、各棟の構成と機能について、表御殿における礼式を記録した式書『殿中御作法向一筆芝覧』⁽¹⁾(以下『殿中御作法向』と略す)等の資料を中心に見てみよう。表1は『殿中御作法向』の記述のなかから、表御殿表向の室名が記載されるものを整理したものである。これを参照しながら考察をすすめていきたい。

黒書院棟

黒書院は、藩主が着座する上段・次之間・御書院・鶴之間・麦之間・杜若之間的6室により構成され、棟の周囲は一間半の縁側が折り返される。この黒書院が武家の表向行事のなかで、どのような機能を果たしていたのかを、正月におこなわれる藩主と家臣との対面行事から見てみよう。

元日は、家老役が藩主の御前(表御座之間)へ、まず召出され、引き続き式次第を記した御帳列の順にしたがい、黒書院において家老・中老・弘道館頭取・笹之間詰衆・物頭・母衣役・御番頭などが対面する。この儀式について、明治20年3月作成の「正月元旦御礼式御目見之図」⁽²⁾(別図版6-7)によれば、他の諸士は広間縁類・笹之間縁類に着座して、藩主が黒書院へ向かう途中に通りにかかる際、それぞれの棟で藩主が着座し、対面をすませることになっていた。この対面の儀式は、二日には、家中の嫡子から医師・郷士にいたるまでが対面し、四日には、城下の寺社の御礼対面へとつづく。これらは、すべて藩主が黒書院上段に着座し、対面のため登城するものが次之間に控えるのが例であったようだ。

この正月の儀式は、藩主と家臣との主従関係を確認しあう最も重要な盛儀としておこなわれ、ここに見られる礼式が、その他の儀式、領内の寺社御礼、三月上巳・七夕・八朔・重陽などの五節句などの行事においても踏襲されることから、黒書院がこれらの盛儀における藩主の御座所としての機能を果たしたことが窺える。

また、黒書院は、文化年間(1804-1818)頃、表向殿舎内に能舞台が建てられた以後は御能拝見にも藩主の見所としても利用された。御能拝見のときには、黒書院北側の襖障子が取り払われ、杜若之間的縁側に藩主の御座所を設け、藩主の兄弟、家老以下の諸役人が、麦之間および同縁側から、御広間の桜之間および同縁側にかけて

役職や家格にしたがって整然と並んだようだ。

表1 表御殿表向の行事一覧

月 日	行 事 名	室 名	行事にかかわる諸役人・諸士および式次第など
6 月	御着城 御役人中対面	御座之間 不明	御着城前より為御待請、直定様被為入候事 (藩主)入る、即刻、家老役を召し出し、御祝儀傍の御意あり、御在着の御礼使者、木保土佐自宅へ御城の御礼 御中老衆・笹之御間詰四人宛・町御奉行・筋御奉行・同加役・御普請奉行・御作事奉行・御元方勘定奉行・御賄役・御内目付・御目付・小溜詰
7 月	七夕	黒書院 御書院床之間 鶴之間 上段之間 御書院床之間	召出し、御目見 御家老役 御用人、同唐紙際詰衆、同御障子際母衣之衆着座 御縁類・御屏風際御医師、同御杉戸上方御近習之面々、同御屏風後、御目付一人 御縁側御取次（以下諸役人略す）
8 月朔日	八朔	御書院	召出、御目見
9 月 9 日	重陽 御参勤御供触	御黒書院 御前（御座之間） 御用部屋前	召出、御目見 御家老役・御中老・御用人 勤番之御家老からその余之者へ申達
11 月	御家中惣領分御目見	鶴之間御縁類桜之間	惣領分之者、御目見相済、御入之節 親々之御礼、御通懸ニ被為請候事、尤鶴之間御縁類之分者名披露有之、其余者名披露無之、取合御家老勤之
	御拝領之御鷹到着 (御頂戴之節) 御献上之鳥御手ニ入候節、御帰館之節	御書院 御書院例席 御床之間御縁類 不明	御鷹部屋一表御門一屏重御門一御書院、屏重御門から御書院まで、庭薄縁敷候事 御頂戴相済、御家老役・御用人へ拝見、当日御殿向不残、并遠侍御番、御金方共、染小袖、麻上下着用之事 御家老役、御用人 御側役、御鷹頭取・御近習 殿中御通筋、御家老役・御用人役着座、御鳥拝見被仰付、御意有之、御殿向不残、麻上下着用之事
12 月	節 分	御座之間	初、所々御吉例之通、御年男御豆はやし候事、右相済、御家老役召出、御祝儀御意有之 表向へ御出、一統御通懸之御目見
正月元日	御祝儀、御意 (年頭御対面)	御前 御書院	御家老役、召出 御帳列之通、諸士御礼被為請、御盃頂戴有之
2 日	御帳列之通御礼 巳之中刻御乗初	御書院 笹之間例席 御玄関より	御家中無足之悴子より医師迄、郷士以下之者、御通御目見 御家老役着座、於此所御規式段々相済、御大慶被遊之旨、御意有之 御歩行ニて御出、於御厩前御吉例之通
4 日	寺礼御礼	御書院	御帳列之通、其内、北野寺者御敷居内へ入、御意有之、名披露御取次進物、御中小姓出シ入仕候事、寺社奉行、御馳走奉行指引、
5 日	御鷹野初 (御出前)	表玄関より 御前	御出 御家老役召出、御意有之
7 日	御粥頂戴	御 前 御書院	辰之中刻、御家老役召出、御祝儀之御意有之 召出、御目見
8 日	多賀尊勝院御対顔	御書院 鶴之間 松之御間	尊勝院御登城之節者、御玄関板之間迄御取次罷出、夫より御書院へ御案内 御家老役御挨拶、御前御出、御対顔、同床之間、尊勝院持参之御者物、御中小姓持出、御取次披露 御退出鶴之間御縁類角迄、御送 御縁類入角迄、御家老役御送

		虎之御杉戸際	尊勝院役者老人、御目見、御意有之、但、御前御廊下御敷居際迄、御出
	高野永源寺御対顔	玄関上敷居際 桜之間上之間 御書院 桜之間 鶴之間御縁類	御取次罷出 夫より御案内致し 御前御書院へ御着座之上、御書院へ御案内仕候 御家老役罷出、挨拶 退出之節、御送不被遊 御廊下際迄、御家老役送候
11日	御具足御鏡披 御稽古初	御前（御座之間） 御 前	御祝、御用部屋前にて御備之品々、御家老役頂戴 御師範之面々召出、中之間御唐紙際にて、御祝儀頂戴
15日	寺社御礼	御前 御書院 松之間 御座之間	御家老役召出、御祝儀、御意有之 御帳列之通、寺社御礼 御出、御通懸之御目見 御入
21日 正 月 中 日 限 不 定	(大通寺)横超院 御登城御対顔	御玄関 御鎗之間 御書院 麦之間 桜之間 虎之御杉戸際 麦之間 松之間 鎗之間 松之間 遠侍 御書院 不明	板之間際迄、駕附、同戸際、寺社奉行着座、御出御帰共此場所迄送迎、同板之間、御馳走奉行両人送迎、着座之前、御家老役・中小姓出迎 御縁類迄、御用人役送迎 御前御出前、御家老役挨拶ニ出ル、御用人役も出候事、相済て、御対顔 家老罷越候得者、御縁類御通懸御目見、御意有之、名披露御取次役僧一人罷越候得者、御縁類御通懸御目見、御意有之、名披露御取次 退出之節、御送 詰衆着座 御縁類、御玄関見付、非番御取次、手明母衣御役 縁類、御玄関見付柱際、御目付一人 西御縁類はめの所、残ル分 御番頭、上番下座、遠侍内屏風立候事、御玄関前庭敷 清凉寺者、御敷居内ニ入、御意有之 拝見之面々、御家老役・同嫡子・御中老・御用人・小溜詰・御近習・御師範之面々・御賄・御右筆・直定様附御近習・御医師・奥御用役・御櫛役、町医師・綺田守源庵・小縣静庵
2月15日	御家中帰参衆、御知行跡御扶持方之面々迄、二男末子弟、始て之御目見 御入之節親兄弟之御礼	御書院 鶴之間 桜之間	召出、名披露 御縁類、大身之分 御物頭以下
3月上巳 19日	上巳 高野永源寺御参詣	御書院 例席 玄関板之間	召出、御目見 御出之節、御家老役着座、御意有之 御出、御帰共、御家老、御中老、御用人出ル
丑 之 年 4 月 5 日	千代宮参詣 御発駕前御召	例席 御玄関板之間 不明	御家老役、御目見 御家老役・御用人御出、御帰共出ル 御中老・笹之間詰四人宛・小溜詰・御物頭・町奉行・筋奉行・同加役・御普請奉行・御作事奉行・御元方勘定奉行・京御賄・彦根御賄・旅御賄・御納役・御金奉行・御借用役・米札役・御普請着到付役・御細工奉行・御鉄砲奉行・同玉薬奉行・同煮合奉行・土着到付役・御舟奉行・御用米御蔵奉行・松原御蔵奉行・御竹奉行・川除奉行・御内目付・御目付、
4 月 日 限 不 同	御発駕之事	常席（桜之間） 御前 御玄関白洲	常席（雨天）、桜之間御縁類（晴天）、小溜詰、御目見 御家老役、御用人役召される 御家老・御中老・御用人罷出、御家中一統末々迄、罷松下

御広間棟

御広間は、上段・御広間・松之間・桜之間 2 室の 5 室からなる。一般には、公的な来客の接待に用いる座敷と

される。『殿中御作法向』では、この**御広間上段**に藩主が着座し、対面などの行事を執行する例は見られない。また、正月15日、長浜大通寺横超院⁽⁴⁾の登城に際しても、**黒書院**が用いられている。さらに、明治20年3月作成の絵図においても、家老以下諸役人との対面行事には、**黒書院**があてられ、**御広間**は、城中御番頭以下の比較的下級の諸士が列座し、一度に対面することになっている。しかし、その際、藩主の着座位置は、**御広間上段**ではなく、**上段**に面した32畳敷の**御広間**の上座に設けられていることが確認できる。このように、御広間棟において最も格式の高い上段を藩主が用いないのは何故であろうか。おそらくは、藩主以外のさらに上級の人物の御座所として措かれたものと考えられるが、それを具体的に示す根拠は見出せない。可能性としては、将軍が上洛途次に彦根に立寄った時や、上使との謁見、天皇から将軍への勅使の接待に利用されたことも想定できるであろう。

御広間につづく**松之間**は、40畳あり、五節句をはじめとする対面行事では、三十二騎組などの組頭たちが居並ぶ場所であり、対面のときも御広間の上座に着座する藩主に対して脇に位置する。「朔望御禮式表方之図」（図版6—8）では、**上段・御広間・松之間**の3室を、それぞれ「**松之間御上段**」「**松之間**」「**松之間**」のように、「**松之間**」という共通した呼称を用いており、一連した対面空間として位置づけられていたと思われる。⁽⁵⁾

これら3室の対面空間の背面にある**桜之間**2室は、藩主との対面のため登城した寺社衆などが、対面場所の**黒書院**へ案内されるまでの待合とされ、彦根藩家老との挨拶は、ここで済まされたようである。また、諸藩士との対面行事の際も**桜之間**の縁側が藩主の通路となるため、母衣役のみが、この**桜之間**の上之間で藩主の通過を見守ったことが知られる。

このように、5室からなる**御広間**は表向の対面行事のうち、諸士総登城の場として用いられ、やや内向の諸役人との対面に用いた**黒書院**とは、その機能がことなる。5室を折り廻す縁側も、**黒書院**の1間半より広く2間の幅があり、諸士総登城の際には、この縁側にも居並ぶことになる。殿舎の平面規模や**上段**に御調台構を設けていることなどから、表御殿のなかでも最も威厳を備えた格式の高い棟といえるであろう。

玄関棟

式台・寄附は、表御殿の表玄関の役割を果たす。**寄附**の奥には**御騎馬徒詰所**、また御広間側には**中小姓詰所・御坊主部屋**などがある。表御殿の殿舎とは直接つながっていないが、表玄関脇に設けられた**遠侍**も、表御殿の玄関の機能の一端を果たすものである。**遠侍**は、つねに藩士が警備の番にあたり、表御殿への来客の節には警護のため、下座をして出迎えたという。また、番の諸士を統括する番頭も置かれた。**式台**は、表御殿への入口にあたる部分で、板敷である。『年譜』には「御玄関板ノ間何時上使有之候テモ、早速取替申候様ニ兼テ板ノ支度拵置候様ニ直孝公被仰付」と直孝時代には、急な来客のときでも、つねに新しい板敷に取替えて迎えらるよう用意していたと伝えられる。**寄附**は、式台を上がったすぐの部屋である。隣接する18畳とともに3間幅の床を備えており、掛物や立花を添えて来客を迎える玄関の雰囲気、ここで創りあげられたのであろう。『殿中御作法向』によれば、玄関を構成する部屋には、年頭御礼など来客を送迎する際に、それぞれの役向に応じて待機する位置が定められ、また来客の格式によっても諸役の待機位置が異っていたことが窺える。

このような玄関における接客では、重要な来客には家老以下の諸役が送迎にたずさわるが、ふだんは、**中小姓詰所**に詰めている三百石以上の藩士の嗣子が務める中小姓や、御坊主たちが対応し取次ぎをおこなったのである。**御騎馬徒詰所**は、**御客厩**が隣接して設けられていることから、来客者の馬を預かり、管理するために置かれたものと考えられる。

笹之間棟

笹之間棟は、2室がつづく**笹之間**、それとほぼ同規模の**大御料理之間**2室、**御取次詰所・御用部屋・御書認所**

・御側役詰所・御用人詰所が見られる。この棟は、家老（老中・中老）以下、用人・側役・祐筆など、藩政機構の中枢を構成する要職の面々の詰所となる。彦根藩では、家老職や用人などの要職に就く家格が決まっており、彼らはこの**笹之間**に詰めることから**笹之間詰衆**と呼ばれた。非役のときは、**笹之間**に詰め、家老や用人などの当役にあるときは、家老は**御用部屋**に、用人は**御用人詰所**に詰めたのである。**御側役詰所**には、藩主の側近として、諸役人からの上申を藩主に伝える御側役が詰めた。**御書認所**は、藩主の公用文書を代筆する祐筆の詰所と考えられる。玄関棟から**笹之間棟**へ通ずる御広間縁側に面して**御祐筆詰所**が設けられているが、殿舎内の位置から推測すると、藩主の表向における御座之間や家老たちの詰める御用部屋に近い御書認所を、表向のなかでもやや内向きの祐筆詰所としたのではないだろうか。

笹之間2室に並列して設けられた**大御料理之間**は、台所の調理場として設けられた御料理之間とは機能が異なる。『匠明』所載の「屋敷図」や、「豊臣時代大坂城本丸図」中に見られる「料理之間」のように台所としての機能ではなく、飲食の場として設けられたと考えられる。**笹之間**や諸役人の詰所に隣接することから、公務に参勤した諸役人の食事の場所と考えられよう。また、**笹之間**とともに、正月の対面行事の際には、勝手向の諸役人や儒者、表医師との対面に使われた。

表御座之間棟

藩主の表向における生活空間として設けられたところで、居間としての機能を持つ**表御座之間**を中心として、**次之間・御小納戸・御湯殿・御小姓詰所・御張出之間**などで構成される。藩主の日常的な生活は、ほとんどがこの棟で営まれ、御張出之間などの数奇屋風の小部屋が設けられたり、のちには**御休息之間**を増設するなど、表向のなかでは最も増改築が頻繁に見られた。

表御座之間では、儒者などの師範による進講がおこなわれたり、政務に関することでもここで処理される。**笹之間棟**の家老以下の諸役人も、御用によりここに伺候し、藩主の意向を伺うことがある。そのため、諸役人の詰所がこの部屋に隣接する**笹之間棟**に設けられたのであろう。

この**表御座之間棟**は、江戸城本丸御殿では中奥の部分に相当すると考えられ、ここへの出入には制限があった。『殿中御作法向』によれば、表向行事の礼式のうち、「御前」に家老・中老・用人のみが召出されることが多いことが窺われる。この「御前」は**表御座之間**として理解できる例がいくつか見られることから、表向行事においては藩主が御広間・黒書院へ出御する前に、内向の要職のものとの挨拶がすまされたものと考えられる。明治20年3月作成の絵図中、「年始五節句朔望間御出仕御家老被為召候節ノ席」（図版6-2）には、そのときの諸役人の配置が記されている。これによれば、**表御座之間**に藩主の御座所、**次之間**の下座に藩主に対面して家老が一列に並び、**表御座之間**の縁側には、小姓が控えている。また、**次之間**につづく15畳には、その他の小姓と、小納戸・側役以下、藩主に対して横向きに着座し、この15畳之間の下座には用人が藩主と対面して列座した。この行事の場合、小姓・小納戸・側役など藩主に対して横向きに着座した面々は、家老・用人らとは立場が異なっており、かれらこそが、**表御座之間棟**において藩主の日常の世話をすることが出来る諸役人であった。また、この絵図には、**表御座之間棟**と黒書院棟・**笹之間棟**・台所棟との間に**御鎖口**があったことが記されており注目される。御鎖口については、前節で触れたが、これにより相互の出入が制限されていたことが裏付けられよう。

台所棟

台所棟は、**土之間・御料理之間**などを含む調理場としての**御台所**を中心に、**御膳部屋・御茶部屋・御肴部屋**などの水屋の機能をもつ部屋のほか、**御賄部屋・御目付部屋**など勝手向役人の詰所で構成される。また、**御歩行部屋**や**御薬煎部屋**なども見られる。これらは、文字どおり調理・配膳などをおこなうところであり、藩御抱えの料

理人たちが、表向での藩主の食事や、出仕した諸役人たちの食事の用意をしたのである。彼ら料理人は、御賄役や御目付役などにより監督され、その仕事ぶりが点検された。御薬煎部屋は、表医師が利用したと考えられる。

表御殿内には、奥向にも台所があり、この表向の台所棟とは御廊下により連絡されている。しかし、奥向台所側に御番人詰所が設けられ、相互の出入が監視されたと考えられよう。

以上のように、表向の各棟について概観してきたが、それぞれ、明確な機能が与えられていることがわかる。これら各棟の機能分化は、おそらく江戸時代の武家儀礼の整備がすすむとともに定まってきたと考えられるが、すでにその原形は、近世初期の『匠明』に見られていた。近世の大名居館の建設は、各藩における財政事情や、家格の差異、あるいは建設用地の立地条件により、その規模や殿舎の配置が異なると考えられるが、譜代筆頭の格式をもつ彦根藩においては、表向殿舎に限っていえば、かなり忠実に近世初期に規範とされた殿舎構成を幕末期に至るまで存続させていたことが窺える。

註(1) 井伊家伝来古文書 (31256号)

(2) 井伊家伝来古文書 (32212—7号)

(3) 明治20年3月作成絵図「御能拝見之図」 井伊家伝来古文書 (32212—5号)

(4) 大通寺横超院は、大通寺五代住持であり、元文五年(1740)に8代藩主井伊直惟の娘を正室として迎えたため、正月の寺社御礼のなかでも、最も厚遇をもって対応されている。中沢南水著『長浜御坊三百年誌』(1962年 永田文昌堂) 参照。

(5) 井伊家伝来古文書 (32212—8号)

(4) 奥向諸室の構成と機能

表御殿の奥向は、藩主の私的な生活空間として設けられた殿舎である。藩主の居間としての御座之間を中心に、御客座敷・老女詰所・御末之間・奥向台所・長局などで構成される。江戸城大奥に相当する機能をもっていたと考えられるが、その規模は小さく、殿舎の構成も簡略である。大奥の場合は、大きく、將軍の居間の機能をもつ御殿向、大奥を管掌する役人や御殿女中の詰所と台所のある御広敷、御殿女中の寝所にあたる長局の三つに区分⁽¹⁾される。表御殿では、御殿向には、御座之間や御客座敷が、御広敷には老女詰所・御末之間・奥台所が、また長局には長局が相当する。

これら奥向殿舎の構成は、発掘調査や表御殿絵図の検討により、度々増改築がおこなわれたことが明らかとなっており、また前述のように、創建当初の規模については明らかにすることが困難である。そのため、ここでは以下、表御殿絵図による江戸時代後期の5期の変遷⁽²⁾をもとにして、諸室の機能を考察してみたい。奥向殿舎は、第Ⅲ—Ⅳ期を境にして殿舎の大規模な増改築が見られるため、まず、第Ⅰ—Ⅱ期について見てみよう。

御広敷棟

御広敷棟は、表向の表御座之間棟と接しており、その境に御鎖口が設けられている。御鎖口に最も近いところに老女詰所・右筆所を中心とした御殿女中の詰所が広がっている。表御殿の御殿女中は、老女を筆頭に、御末・御中居などがあったことが、その詰所の存在からわかる。奥向における藩主の身辺雑務についた。とくに、老女は、御殿女中たちの奉仕行動を監督・指揮し、御殿女中を長年にわたって経験し、殿中作法に精通したものが任命された。この老女の詰所に隣接して、下級女中の詰所、御末之間・御中居部屋が設けられていた。さらに、御末之間を介して奥向台所へ通じる。奥向台所は、表向台所よりも規模は小さいが、表向とは別に御賄詰所があり、奥向の料理人の管理が独立しておこなわれたようである。⁽³⁾また、台所から御末之間の間には、上御鎖口・下御鎖

口が設けられ、やはり出入が制限されていたと考えられる。

御殿向棟

御殿向は、御広敷の**老女詰所**に接続する**御客座敷**と、さらに奥にある**御座之間**で構成される。これらは、相方とも床と違棚・次之間を備えた部屋である。**御客座敷**の機能については、ごく親しい特別な来客を迎えるときに利用されたと考えられるが、具体例を示す資料は見当らない。江戸城本丸御殿の大奥にも、同じ名称をもつ部屋が存在し、御三家など將軍家の家門の人々が、大奥で將軍と対面するときに用いられたことが知られている⁽⁴⁾。このことから類推すると、彦根藩においても、藩主と血縁関係のあるものが、ここへ通されたと考えることもできる。江戸城の大奥や大名居館の奥向は、一般的に將軍や大名以外の出入が禁止されたが、このような身内人が招かれたり、奥医師・僧侶などの出入は許されたようである。ただし、彦根藩表御殿の場合、幕末期に藩主井伊直弼が奥向で催した茶会に、家老以下の要職にある藩士や僧侶を招いており、奥向への出入制限の実態については、なお一考を要するであろう。

御座之間は、奥向における藩主の居間であり、10畳の書院と8畳の次の間からなる。I—II期では、この2室の周囲を縁廊下がめぐらされ、奥には**御納戸**や**長局**へ通ずる廊下が設けられていた。奥向では、この部屋が中心となるが、この時期は2室のみで構成され、規模としても**御客座敷**よりむしろ小さい。表御殿の中では、最も私的要素の強い、くつろいだ部屋と考えられ、御座之間の前庭内には、**御茶室**が設けられ、この部屋を中心としてごく親しい人たちを招いての茶会が催されたことも考えられよう。

長局棟

長局は8畳から15畳の部屋(局)が、文字どおり長く連らねられることからこの名で呼ばれ、表御殿奥向では、4室程度を1棟として、2棟から4棟が設けられていた。御広敷棟からは廊下により連接され、御殿女中のうち上級のものの寝所となった。また、御殿向棟へは渡り廊下により通じており、直接、御客座敷・御座之間への出入が可能であった。

御客座敷に隣接する1棟には、長局のなかでは唯一、床が設けられた部屋が見られ、また、他の諸室の中には「上しん」「下しん」、「上陣」「下陣」などの名称がつけられ、二室を一組として構成すると考えられることから、床のある部屋を筆頭として、御殿女中の組織だった編成が見られたことが推測される。当時の御殿女中の人数は、長局の規模から推測すると、一室に一人と考えても、少ない時期で10人前後、多い時期では20人前後がいたと考えられる⁽⁶⁾。

これらI—II期の奥向殿舎は、表向の表御座之間から北西方向に広がり、御殿向棟の南東側に庭園が設けられていた。この間、長局では増改築が見られるが、主要な殿舎構成には変化は見られなかった。しかし、IV期になると、奥向殿舎の構成に大きな変化が見られるようになる。I—II期にかけて、奥向庭園の南側に偉容をとどめていた**御守殿**がIII期に取り除かれ、新たに藩主の居室を中心とした大規模な殿舎が増築された。また従来の**御座之間**に接続する二階建数奇屋風の建物、**御亭**が増築されたのである。

この新殿舎の建設は、文化元年(1804)の年紀をもつ『城下水道図』⁽⁷⁾(図版11)中、表御殿敷地内の**御守殿**のあった位置に「新御殿」の名称が見えること、そして、この『城下水道図』作成の意図は、「新御殿」に付設して新たに造成された庭園内の泉水への給水路の変更であったことを考え合わせると、文化元年を少し遡る時期、つまり11代藩主直中の頃に実施されたと推定される。

IV期以後の増改築では、新殿舎内に設けられた**御茶所**(天光室)、既存の御座之間の前庭内から新殿舎前庭内に移築された**御茶室**、さらに**御亭**などの数奇屋風の建物に特色が見られる。もちろん、これ以前にも、I期から奥

向庭園内に御茶屋があり、ごく内々の茶会が催されたと考えられるが、この増築により、奥向殿舎での藩主の行動空間は飛躍的に拡大され、遊芸的な色彩の濃いものへと変化したことは疑い得ない。

さらにV期には、新造成した庭園内の御茶室を解体し、待合を備えた規模の大きい御茶所が新築され、その傾向を一層強くした。また、同期には、前節で述べたように表向で、能舞台の新設と張出し御座之間、茶室を備えた御休息之間などの大規模な増改築がおこなわれている。

このように、IV—V期は、表御殿における藩主の居間としての機能を持つ殿舎の拡充に最も意が用いられた時期と考えられ、数奇屋風の建物への傾倒などを考え合わせると、下屋敷である槻御殿を、自らの隠居に際して増改築した11代藩主井伊直中による、一連の造営事業と考えるのが妥当であろう。⁽⁸⁾そして、これらの奥向殿舎は、12代藩主直亮・13代藩主直弼の時代にも引き続き利用され、直弼が彦根で催した茶会記『彦根水屋帳』のなかにも天光室・不待庵などの御茶所を用いた例がしばしば見られる。さらに、直弼の時代には、奥向新殿舎の北東に位置したと推測される「新小座敷」⁽⁹⁾が増築されるなど、奥向殿舎の拡充もつづけられたのである。

註(1) 江戸城大奥については、三田村鳶魚『御殿女中の研究』や『旧事諮問録』などがある。

(2) 『表御殿発掘調査報告書』(本報告書所収)、II章による時期区分を参照。

(3) 井伊家伝来古文書には賄方から出された願書・届書・用状・返答書などがあり、御料理人・御雇料理人・御飯役・御魚焼役などへの褒美下賜を願ったもの(9173-1)や、御料理人横居善次への加増願い(9200)など、台所棟での料理人たちの労務管理を賄方役人がおこなっていたことが窺える。賄方は、食糧の買付や、兵糧輸送を担当し、平時には参勤道中の手配なども担当する。250石から100石の平士6人が任命される。料理人支配も、平時の役務として、御殿内各台所での労務・食糧供給の管理をおこなったと考えられる。

(4) 江戸城大奥には、御客会釈(おきゃくあしらい)という役職があり、将軍が大奥へ御成のときの世話、御三家・御三卿などの登城にはその接待にあたり、また、他大名家へ輿入した姫君の登城の世話もしたという(三田村鳶魚前掲書、高柳金芳『江戸城大奥の生活』)。

(5) 『彦根水屋帳』(彦根城博物館保管)によると、龍潭寺・北野寺・仙林寺・清涼寺・天寧寺・長純寺などの僧侶、小縣清庵・上田文脩などの彦根藩医師、新野左馬助・貫名茂代治などの家門の人々のほか、木俣清左衛門以下の家老、側役・公用人などの側近が招かれている。

(6) 『年譜』慶長7年3月条に記される「御女房衆并下女共々」の項によれば、当時の藩主井伊直政と世子直継付きの女性たちは34名いることがわかる。これら女房衆・下女のなかには、「御つほね」「若君様御つほね」と記されるものと、「小太夫殿」「小宰相殿」「小辻殿」「中将殿」と殿を付けて記されるもの、「おた」「おちゃほ」「おまつ」などと記されるものがある。「御つほね」を正室とするか、側室とするかは慎重にしなければならないが、おそらく、殿を付されて呼ばれる人々は女房衆と考えられ、局を与えられた人々であろう。この時期の女房衆・下女らの人数と江戸後期的人数とでは、殿舎の規模が異なるため比較にはならないが、江戸後期の御殿女中の総数は、慶長7年のものを下まわるとは考えられない。ただし、絵図が残る江戸後期に限ってみても、長局は表御殿のなかでも最も増改築の多い棟であり、御殿女中の人数も増減の変動が度々おこなわれたようである。

(7) 『城下水道図』(彦根市立図書館蔵)には、御座之御間を含む奥向新殿舎の一部が「新御殿」として書き込まれており、V期に造られた、奥と表を区画する瓦堀が描かれていることなどから、V期以降に描かれた絵図と考えられる。

(8) 井伊家伝来古文書には、「槻御殿御茶座敷御用買上代銀元払帳」(7182)「槻御殿御茶所出来目録」(5742)な

ど文化11年の年紀のある作事方の簿冊や、槻御殿能舞台についても同時期の作事方簿冊が伝存することから、11代直中の時代に槻御殿の増築がおこなわれたことが知られる。また、『彦根市史』には、文化10年(1813)5月、直中の退隠に際して、新館を増築して移住したことが指摘されている。

- (9) 不待庵は、安政4年(1857)4月14日の茶会において、「待合腰懸」「奥書院」、などと合わせて用いられており、「奥書院」が表御殿奥向新殿舎の御座之御間と考えられること、「待合腰懸」がV期に造られた表御殿絵図の平面図と、不待庵起こし絵と同時期に作成されたと考えられる「鶯谷」と記された待合腰懸の起こし絵の平面図が一致することから、奥向新殿舎の庭園内に造られた茶室と推定される。ただし、表御殿絵図のV期に造られた御茶所のもつ平面図と不待庵起こし絵のそれとは一致しないため、V期以降に建て替えられた可能性もある。
- (10) 表御殿の発掘調査によれば、奥向新殿舎の北東部および、奥向御座之間、御亭あたりに、V期以降かなり大規模な殿舎が建てられたことが報告されている(『表御殿発掘調査報告書』)。また、『彦根水屋帳』には、安政3年10月7日の天光室での口切茶会において、奥向の「床」「新小座敷」「同所次之間」「同床」に書院飾りがおこなわれたことが記されており、この奥向の「床」は、天光室の位置から考えて、奥向新殿舎の御座之御間と推定され、それにつづく「新小座敷」「同所次之間」は、御座之御間に隣接した新しい殿舎であったと考えられ、発掘調査によるV期以降の殿舎群の一部である可能性がある。

(5) 御守殿の機能

表御殿の「古い絵図」(図版1)には、**御守殿**と呼ばれた大規模な殿舎が記されている。御守殿は、一般的には將軍の息女が三位以上の大名家に嫁したとき、その住居を呼んだものである。しかし、彦根藩の歴代藩主が、將軍家の息女を正室を迎えた例は、初代直政以外には見られない。直政の正室は、松平康親の娘で、徳川家康の養女として興入れた。慶長7年(1602)直政の没後、しばらくは彦根に滞在したと思われるが、寛永16年に亡くなったときは、上野国安中であつた。おそらく、元和元年、井伊直継が安中へ移封となったとき、直継は母をともない安中へ移つたのであろう。そのため、表御殿の造営年代の上限を元和元年とすると、この御守殿を直政の正室の住居とするのは困難である。

それでは、何故このような殿舎が表御殿内に造営されたのであろう。『年譜』には、御守殿に関連する記述として、次のような記述が見られる。⁽¹⁾

- (A) 御本丸御広間并鐘ノ丸御守殿ハ、夕
、ミ置候様ニトノ思召ニ候ヘトモ、善

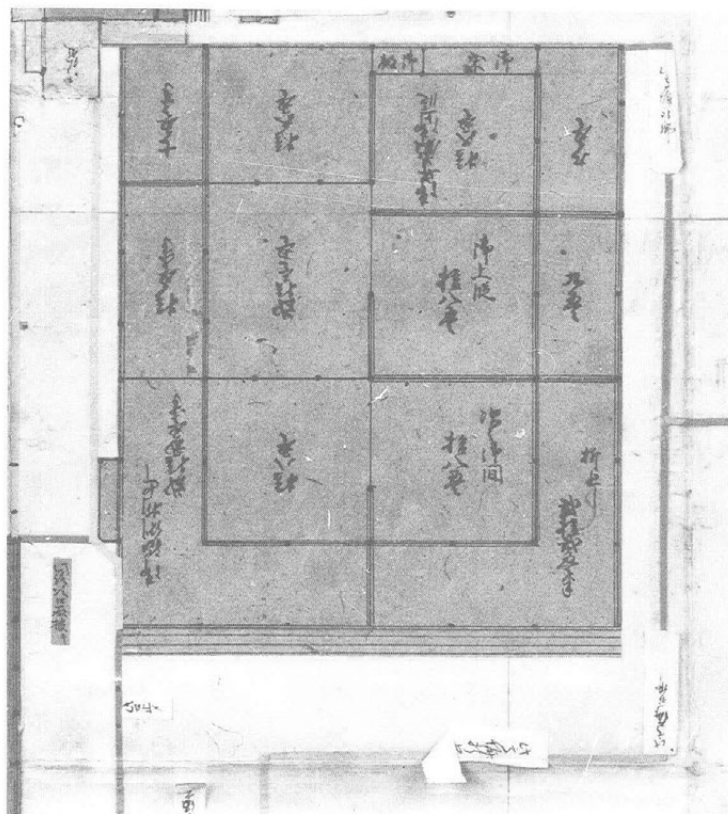


図3 表御殿の「古い絵図」に記された御殿

利川ノ堤安清辺ヨリ見候へハ、城中建物多ク重り様子宜候ニ付其儘建置ノ由、鐘ノ丸ノ御守殿ハ東福門院様御入内ノ時建ツ、然レトモ不入候由

(B) 同所(表御殿)御守殿ノ画狩野古右京筆、永徳法印ノ嫡子也(()内、筆者補う)

(C) 表御殿ニ御上洛ノ時、^{集月}御建物出来、画図有之

(D) 惣構ノ堀土手櫓并御成御殿其外ノ屋作ハ、大方直孝公御家督己後出来、直継公御代ニハ一重計也

(E) 鐘丸御守殿御調台ノ絵ハ長谷川雲巖筆、同所四ノ間花鳥ハ狩野了桂筆也

まず、これらの記述のうち(A)(E)の御守殿は、表御殿内ではなく、鐘之丸にあった建物である。また、元和6年(1620)に2代將軍秀忠の息女和子が、後水尾天皇に入内し上洛する際、彦根に立寄るため造営されたと伝えられている。つまり、將軍息女が一時的に彦根で滞在するための建物を「御守殿」と呼んでいるのである。しかし、この御守殿は、文化11年(1814)の『御城内御絵図』中、鐘之丸に「御守殿」と記されたものと考えられ、この建物が『年譜』編纂後に表御殿内に移されたとは考えがたい。それは、(B)の記述のように、『年譜』編纂当時、すでに表御殿内に御守殿が併存したことからも窺えよう。

つぎに、この(B)の御守殿について見てみよう。『彦根市史』では、この御守殿を、(C)の記述にある「御上洛ノ時、^{集月}御建物」と推定し、寛永11年(1634)7月7日に將軍家光が上洛の時、彦根に立ち寄った際の臨時の殿舎としている。しかし、(B)(C)の記述は、連続する箇条として記されたものであり、同一の建物を異なる名称で記すとは考えがたい。また、將軍家光の上洛は寛永3年(1626)にもおこなわれ、その際にも『年譜』によれば、「八月秀忠公 家光公御上洛之時彦根御一宿也」と彦根城に立ち寄っており、さらに、これ以前にも、秀忠が上洛の途次に彦根に立ち寄った例が散見されるため、⁽²⁾『年譜』に記す上洛の時の「御建物」を寛永11年のものと推定することは慎重にしたい。

ただ、この絵図に描かれた御守殿を將軍の御成御殿とする指摘は、あながち的をはずれたものとはいえない。『年譜』の(D)の記述によれば、2代藩主直孝の時代には、「御成御殿其外ノ屋作」がおこなわれたことが伝えられており、彦根城廓内に將軍を迎える相応の規模を持った殿舎があったことが窺われる。この直孝時代の御成御殿が、いつ頃まで存続したのかはあきらかでない。そこで、つぎに絵図に描かれた御守殿の構造・規模などから、造営の目的および機能について考察をすすめてみよう。

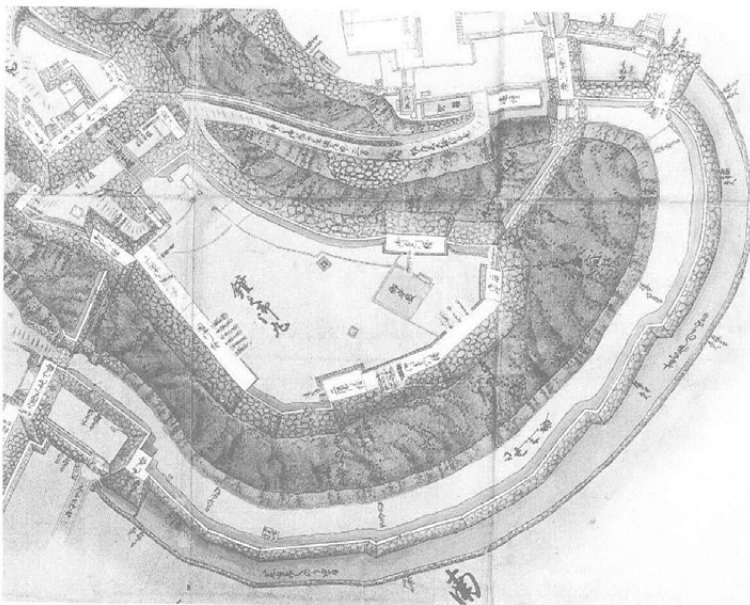


図4 『御城内御絵図』(部分) 鐘の丸

「古い絵図」の御守殿は、3室並列型の6室構成であり、規模としても、表御殿の御広間に次ぐものである。御守殿上段には床・違棚・帳台構を備えており、御上段・次之御間が一行につづく。殿舎の構成から見れば、御上段は藩主の御座所と考えられ、御守殿上段には、藩主よりも格式の高い人物が着座すると考えられる。つまり、藩主と御守殿上段に着座する人物との対面所としての機能を持たせた殿舎であることがいえるであろう。その人物の可能性としては、將軍をはじめ、御三家などの徳川家御家門、あるいは將軍の名代としての上使、天皇の

勅使や公卿たちが考えられるが、江戸時代初期の造営を仮定すれば、將軍の御成御殿と考えるのが妥当ではないだろうか。

ところで、この御守殿は、前節で触れたように、江戸時代後期、おそらく11代藩主井伊直中の時代に解体され、その跡地に奥向殿舎の大規模な拡張がおこなわれている。かりに御守殿が將軍の御成御殿とすれば、何故、江戸時代後期まで存続させてきた殿舎を解体しなければならなかったのであろうか。この点について、つぎに、將軍の上洛殿⁽³⁾(御成御殿)として用いられた名古屋城本丸御殿と比較検討してみよう。

名古屋城本丸御殿は、寛永11年に、それまで尾張藩の大名居館として営まれてきた本丸御殿を、將軍家光の上洛に際して、御成御殿として増改築されたものである。そのため、従来奥向の機能を果たしていた御広敷や長局などの部分は撤去され、代わりに將軍を迎えるにふさわしい上洛殿・黒木書院・湯殿書院などの結構が整えられた。この上洛殿と表御殿の御守殿を同一レベルで比較するのは危険であるが、表御殿の入側を除いた六室の規模は9間×6間、上洛殿も9間×6間とほぼ同じ規模をもっていることから、表御殿の御守殿は將軍上洛を迎える殿舎としては適当な格式を備えていたことがわかる。

しかし、大きく異なる点は、上洛殿が本丸御殿の他の殿舎とともに、廃藩置県に至るまで、ほぼ寛永期の結構を保ちながら維持されてきたのに対し、表御殿の御守殿が、江戸後期に至って解体されてしまったことである。この相異は、江戸時代の200年余を経て、彦根藩における御守殿の役割が、尾張藩における上洛殿の役割と明らかに異ってきていたことを物語っているのであろう。ここで、もう一度「古い絵図」の御守殿を検討してみよう。

御守殿は、長方形の殿舎の東・西・南の三方を高堀によって囲まれ、北側には縁側はなく、壁により閉ざされているため、殿舎とわずかな空閑地をあげ、高堀により仕切られた閉鎖的な殿舎となっていることに気づく。こ

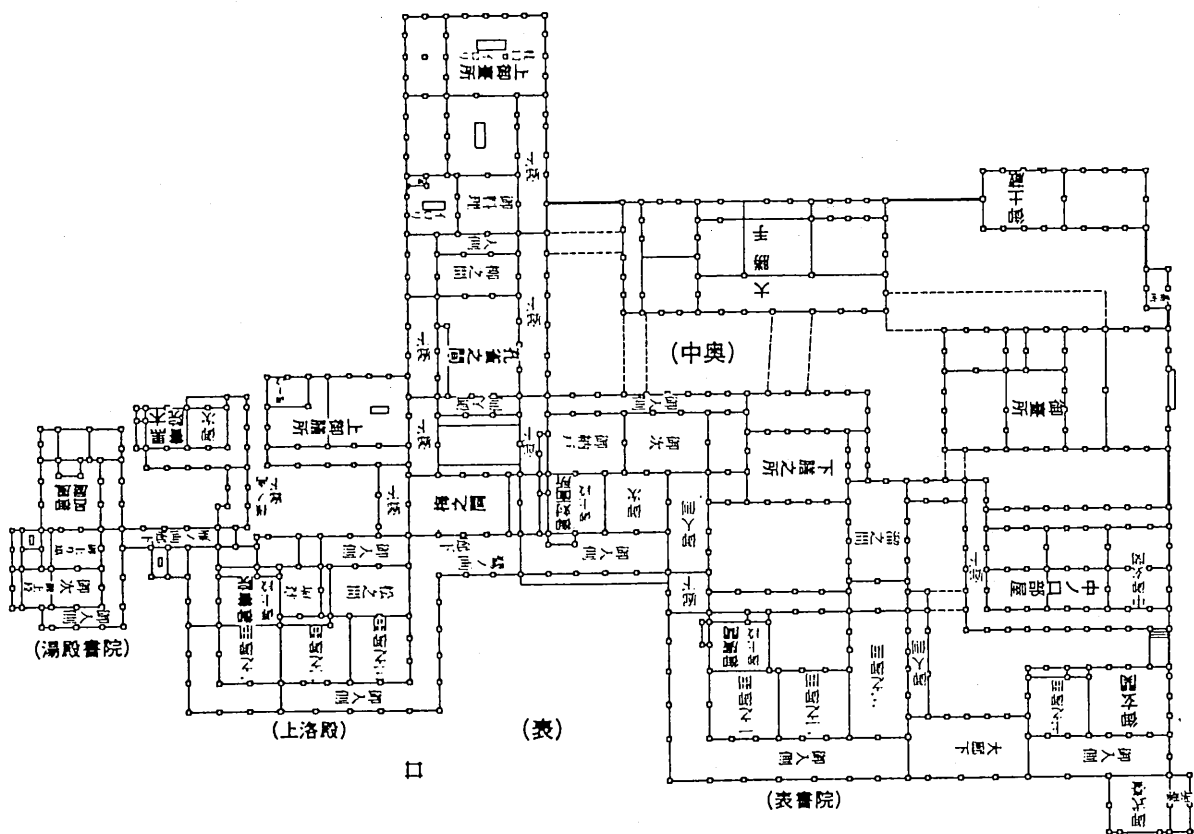


図5 名古屋城上洛殿平面図

の空閑地は、たんなる殿舎と高塀との隙間であり、ここに前庭としての機能をもたせることは不可能である。また、他の殿舎への通路は、Ⅰ・Ⅱ期とも隣接する表向黒書院への連絡路はなく、Ⅱ期に奥向の御広敷へ通ずる御物置への連絡路が見られるだけである。

もちろん、Ⅰ期の奥向殿舎の構成が、表御殿創建期、あるいは御守殿の造営期の奥向をそのままうけついでいるとは考えがたい。しかし、このような、江戸時代後期に見られる御守殿のおかれた状況は、その後の奥向殿舎の増改築に際して、御守殿の役割があまり重視されなかったことを窺わせる。ほとんど、当初の御守殿が果たした役割としては使用されることがなかったのであろう。将軍の上洛は、寛永11年の家光以後おこなわれなくなる。たとえ、御守殿が御成御殿であったとしても、ほとんど使用されないまま長年を経て、老朽化がすすむにつれ、藩にとっては大きな負担となったのであろう。そのため、奥向御殿の拡張と充実のため、解体が決断されたのではないだろうか。

表御殿において奥向殿舎が拡張された江戸時代後期は、名古屋城においても藩主の住む二の丸御殿が大幅に増改築された時期である。しかし、名古屋城の場合、藩主の居館や藩の政庁としての機能は、すでに寛永11年に本丸御殿を上洛殿とする際に二の丸御殿へ移していたため、本丸御殿はあくまで将軍の御成御殿として維持されたのである。尾張藩にとっては、宗家である將軍家の御座所として、最も重要な建物であり、いつ如何なる事態でも将軍の御成を迎える用意が必要であったのであろう。推量が過ぎるかもしれないが、この点が江戸後期における表御殿の御守殿の置かれた状況と異なると考えられる。

このように、御守殿を将軍の御成御殿とする確証はないが、殿舎の構成、規模から見て、御成御殿に相当する格式をもった殿舎ということができる。また、後述するが、『年譜』には、御守殿の障壁画の筆者を近世初期の狩野古右京（光信）と伝えている点などから、江戸時代初期の狩野派の障壁画を備え、表御殿創建期とほぼ同時期に御守殿が造営された可能性が高いといえよう。

註(1) (A)―(E)まで、すべて『年譜』慶長八年秋築彦根城の項に所載の記事。

(2) 元和元年以降、将軍および大御所が、彦根に立ち寄った例は、次のとおりである。

- (元和元年) 四月十五日、家康公彦根御止宿也、夫ヨリ大坂表御進発 『年譜』
十五日、佐和山比御宿リへ將軍家ノ御使渡辺半四郎参着 『朝野舊聞哀藁』
- (元和元年) 秀忠公七月十九日、伏見御進発ニテ同廿日彦根御止宿 『年譜』
廿日將軍家佐和山着御 『朝野舊聞哀藁』
- (元和3年) 元和三年台廟宿彦根城、御止宿ノ日月不詳可考 『年譜』
- (元和5年) 御上洛ノ砌御止宿、江州ニテ五万石御加増 『年譜』
- (元和9年) 六月台廟猷廟宿彦根城七月十三日御上洛也 『年譜』
- (寛永3年) 八月、秀忠公家光御上洛之時、彦根御一宿也 『年譜』
- (寛永11年) 七月七日、家光公彦根へ御着座 『年譜』

(3) 『日本名城集成 名古屋城』 前掲書

2. 表御殿諸室の荘厳

(1) 表向の荘厳と機能

近世の御殿建築では、諸室の障壁面には荘麗な絵が描かれていたことが知られている。現存のものでは、二条城二の丸御殿・本丸御殿、名古屋城本丸御殿の障壁面により、その様相を窺うことができる。また、近年報告された、江戸城本丸御殿・西の丸御殿の障壁画下絵の調査・研究により、江戸時代において最大規模を誇った御殿建築の内部が明らかとなった。⁽¹⁾ この調査での成果の一つは、江戸城御殿内の桜の間・松之廊下・竹之廊下・虎之間などの名称が、そこに描かれた障壁画の画題と一致することがあらためて確認されたことであろう。

このような障壁画の画題により室名がつけられた例は、名古屋城本丸御殿の梅之間の雪中梅図・上洛殿松之間の松花鳥図や、大坂城本丸御殿における鷺之間貼付壁の松ニ鷺図などがすでに知られている。御殿内の名称に、これら画題を示すと考えられる室名が取り入れられた例は、諸藩においても多く見られ、彦根城表御殿もその一つである。表2は、表御殿絵図中の諸室の名称と『井伊年譜』に記された諸室の画題を対照したものである。

これによると、御広間の上段には「大松之絵」が描かれ、絵図中の御上段・御広間から松之御間にかけては、松を主題とした障壁画が描かれており、また、黒書院の鶴之御間には「墨絵ノ鶴」が描かれていたことがわかる。

表 2

棟	古い絵図	新しい絵図	『井伊年譜』の記述	
御 広 間	御 上 段 御 松 之 御 松 之 御 間 松 之 御 間	同左 " " "	大広間 上段御調台 上段大松之画 松之間 桜之間之画	(狩野一雲筆) (長谷川等伯筆) [表御殿大広間松之間ト云ハ浮田中納言秀家卿伏見ノ屋敷ノ書院拝領也、画ハ上段御調台狩野一雲筆、同所大松ノ画并桜之間ノ画ハ、長谷川等伯筆也、同鷺ノ杉戸ノ裡ニ耳ノ有之鳥ハ吐紋鳥ト云フ火難ヲ避ル鳥也]
黒 書 院	御 上 段 御 書 院 御 鶴 之 御 麦 若 之 御	" " " " "	黒書院 山水被障子 黒 絵 之 鶴 麦 若 ノ 間	(狩野興意筆) [同所御黒書院ノ山水被障子墨絵ノ鶴并麦ノ間、杜若ノ間ノ画ハ、狩野興意筆、興意ハ大閤時代ノ者、細川三斎ノ幸臣也]
御 守 殿	御守殿御上段 御次之御間	解体 解体 解体	(狩野古右京筆)	[同所御守殿ノ画、狩野古右京筆、永徳法印ノ嫡子也]
御上洛之時建物	不 明	不明	画	[表御殿ニ御上洛ノ時年月御建物出来、画有之]
笹 之 間	笹 之 間	笹之間	画	(藤兵衛筆) [笹ノ間ノ画ハ大形藤兵衛筆也]

このように、殿舎内の名称は、部屋の機能を示す書院・広間・対面所・御用部屋などを除くと、そこに描かれた画題と密接な対応関係があり、表御殿においても室名や画題の伝承から、ある程度往時の障壁画の様相を推測することができよう。たとえば、『年譜』に記載のない部屋であっても、桜之御間・麦之御間・杜若之御間・笹之間などには、それぞれの室名にふさわしい主題を持った障壁画が描かれていたものと推測される。

ところで、このような画題をもとにした室名は、殿舎構成の基本となる玄関・広間・書院などの主室につけられた名称ではなく、主室に連なる控間などにつけられることが多い。表御殿の例では、黒書院は上級家臣や年頭礼者との対面に用いられ、御上段を主室として、次之間が藩主と対面するものの着座位置とされた。この御上段には、「山水」の障壁画が描かれながら、「山水の間」とは呼ばず、部屋の機能や格式に応じた名称がつけられているのに対し、鶴之御間・麦之御間・杜若之御間など、御上段・御書院の背面や側面にあたる対面行事などで控間として利用される部屋は、御上段に近い部屋から一の間・二の間・三の間のように数序をつけ呼ばれる場合もあるが、室内の障壁画の主題により呼ばれることが多いのである。これは、殿舎内に控間としての機能をもつ

部屋が多い場合、同一名称をもつ部屋が多く識別しにくいためと思われ、部屋の特徴を最もよく示す、障壁画の名称によって、殿舎内での位置を確認したのであろう。とくに、江戸城本丸御殿のように、主要な部屋だけでも百室以上ある構えをもった殿舎では、機能の特定できない部屋も多く、異なる画題の障壁画を描くことによって部屋の識別しなければ、殿舎内の部屋の位置を把握できなかったと考えられる⁽²⁾。

このような障壁画は、江戸城では表向・中奥・奥向を問わず、儀式の場として用いられた広間・対面所をはじめ、将軍の居間としての御座之間・休息之間・小座敷など、ほとんど全てに埋めつくされ、なかには、たんに室内の装飾効果をねらったものではなく、部屋の機能に合わせた演出効果が配慮されているものも見られる。それは、装飾画というよりも荘厳という役割を果たす絵画であった。この障壁画と部屋の機能の関係については、名古屋城本丸御殿障壁画を対象とした武田恒夫氏の研究などが知られるが、以下、これら先学の成果をもとに、表御殿諸室の障壁画と機能について考察をすすめたい。

表3 (表中の……線は対応関係を示すものではない。)

江戸城本丸御殿 (弘化2年(1845))	名古屋城二の丸御殿 (寛永元年(1624))	二条城二の丸御殿 (寛永元年(1624))	二条城本丸御殿 (寛永元年(1624))	大坂城本丸御殿 (寛永三年(1626))	彦根城表御殿 (江戸時代初期)
	玄 間 (遠侍) 一之間 後肢をかむ虎・乳豹の図 二之間 瀑布に虎の図 竹林群虎図	遠 侍 一・二・三之間 竹林群虎の図 勅使之間 檜・若松の図 柳之間 } 若松之間 } 芙蓉之間 芙蓉・篠竹・垣図	遠 侍 金張付極彩色 獅子の絵	遠 侍 壁貼付 横=獅子の絵 牡丹唐松=鶴の絵 殿上之間 御床 桜の絵 下段 柳=小鳥・紅梅の絵	玄 間 (廊下杉戸) 虎の絵
	大廊下 杉戸 竹虎の図	式 台 壁貼付 松の図 老中一・二之間 蘆雁の図 三之間 雪中柳鷺の図		驚之間 壁貼付 松=驚の絵	
大広間 上段・中段・下段 松竹梅に鶴亀図 二之間 松図 三之間 松・鶴図 四之間 雪松図 松の廊下 浜松に千鳥図 桜之間 桜に流水図	表書院(御広間) 上段・一之間 老松に梅花図 桜花に雉子の図 三之間 麝香猫の図	大広間 上段御床 松=錦鶏の図 下段 松=孔雀の図 三之間 松=孔雀の図 四之間 松鷹の図	御広間 壁貼付 松=鶴の絵 杉戸 馳の雀を獲りたる絵 襖 麝香猫の絵	大広間 上段御床 竹=薔の絵 松之間 松=孔雀の絵 雪之間 雪=松桜の絵 雁之間板戸 波=犀・芦=雁の絵 杉戸 三面麝香猫の絵	御広間 上段・広間 大松の面 松之間 (松図) 桜之間 (桜図)
白書院 上段・下段 帝鑑図 竹の廊下 竹に雀図 黒書院 (山水図)	御対面所 上段 愛宕山公卿衆宴遊の図	黒書院 上段御床 松桜雉子の図 二之間 桜下雉子の図 三之間 松=白鷺の図 四之間 菊花図・扇面散し図 牡丹之間 紅梅・牡丹の図		白書院 上段御床 雪=松山鳩の絵 二之間 桜の絵 連歌之間 奥州武蔵松の絵 襖 牡丹の絵	黒書院 御上段 山水図 鶴の図 (鶴図) 麦之間 (麦図) 杜若之間 (杜若図)
	(寛永11年(1634)増築) 上洛殿 上段・一之間 帝鑑図 二之間 琴棋書画図 三之間 四季花鳥の図 杉戸 花車の図			御対面所 御床 山茶花・鶴の絵 二之間 牡丹の絵 三之間 松=雷鳥の絵 襖 波潜り之梅の絵	笹之間 (笹図)
御座の間 上段・下段 花鳥図 二・三之間 花鳥図	湯殿書院 上段 松樹禽鳥・竹林・牡丹の図 一之間 扇面流し図 二之間 岩浪鷺鸞の図	白書院 一・二・三之間 山水の墨絵 四之間 竹梅=雀の図	御書院 御床 一番鳴ク鳩ト云絵 上段 嵯峨渡月橋の絵 杉戸 水中鯉の絵 時計之間 菊=蓬の絵	黒書院 上段御床 山水の墨絵 襖 耕作之唐絵 杉戸 アケハノ官子ツミ色の絵	
休息の間 上段棚 小夜の中山図 上段床 富士山・三保の松原・田子の浦図 下段 竜田秋景・春日野・吉野図	黒書院 一之間 瀟湘八景の図 二之間 四季耕作の図		御殿(御座之間) 泥引地=山水の絵	銅御殿 上段 墨絵唐人物・唐子の絵 帳台構の機縁 蜀江之錦 杉戸 水呑之虎・啼き鷺の絵	
東京国立博物館「江戸城障壁画の下絵」(1988)	名古屋役所「名古屋城史」(1959)	小学館「元應宮二条城」(1974) 金沢市立図書館蔵「二丸御殿御絵並間敷之寛」	沢島英太郎・吉永義信 「二条城」(1942)	広瀬家蔵「大坂錦城御本丸御殿手引留」 小野清「大坂城誌」(1899)	彦根市立図書館蔵 「井伊年譜」 彦根城博物館保管 「殿中御作法向」

玄間

表3は、江戸城本丸御殿、名古屋城本丸御殿、二条城二の丸御殿・本丸御殿、大坂城本丸御殿、彦根城表御殿の諸室と障壁画の画題を対照したものである。これによると、まず、玄間や遠侍など登城した武士が最初に目に

する障壁画は、虎・豹・獅子などの走獣が多く描かれていることがわかる。江戸城本丸御殿においても、玄関から遠侍を経て、大広間へ至る通路沿いに虎之間があり、表御殿にも、玄関の式台から御広間に至る廊下の杉戸に「虎の絵」が描かれていた。⁽⁵⁾ 武田氏は、これら走獣図のもつ役割を「玄関のもつ威嚇的な雰囲気」を示すものとして捉えている。

これら勇壮な走獣図を描いた障壁画は、桃山時代以降、寺院建築の障壁画のなかにも散見され、たとえば、聚光院方丈の「竹虎図」、光浄院客殿の「唐獅子図」杉戸絵、南禅寺方丈の「群虎図」、妙心寺天球院方丈の「竹虎図」などがある。このような走獣図がもつ雰囲気は、力強い躍動感と威嚇的なものを見るものに与える。しかし、寺院建築においては、武家居館における玄関に位置する殿舎の先端に位置する場所ではなく、むしろ方丈などの主室に用いられており、また描かれる場所もさまざまである。聚光院では方丈仏間の両外側面、南禅寺では下間一之間に接続する一・二・三の間の三室、天球院では室中に描かれている。聚光院や天球院の例は、仏間を中心とした空間を守護する役割と理解することも可能であるが、桃山時代以降の寺院建築の障壁画に一般化することはできず、かなりその用例は多岐にわたっていたと考えられる。

これに対し、近世の武家居館における玄関（式台・遠侍）と走獣図の対応関係は、武家居館の特色の一つといえよう。それは、一つには殿舎内を外から守る威嚇的な役割を果たし、また、この重々しい雰囲気の中を通過することにより、来訪者は威儀を正し、殿舎の主人との対面にそなえる役割を果たしたのであろう。

御広間

つぎに、御殿表向の中心となる広間について見てみよう。広間では、共通とした障壁画の主題として松が描かれることが多く、松単独ではなく他は花鳥と組み合わせられる場合もある。また、主室にあたる上段に近くなるほど松を描くことが多いことも指摘できる。これら松を主題として描く障壁画のなかでも、最も特徴的なものは、太い樹幹を中心にして、両翼に枝を力強く張った巨木として描かれる松図である。江戸城本丸御殿大広間の二之間や、二条城二の丸御殿大広間の三之間に描かれた松図はその典型で、柱や長押の区画を越え、障壁画全体を一つの画面に見たてた壮観なものである。そして、これらの松図には、金地濃彩による手法がふんだんに取り入れられていることも大きな特色である。

表御殿の御広間も、同様に松が中心的な画題となっていたと考えられ、とくに上段には、長谷川等伯筆の「大松之画」が描かれていたと伝えられる。

このような、主題となるモチーフ一つを大きく取り上げた画面構成は、大画構成と呼ばれ、桃山時代以降の障壁画に顕著となった手法であることが指摘されている。⁽⁶⁾ たとえば、妙法院玄関の松図、瑞巖寺方丈の松に楓図、智積院大書院の桜図および松に草花図、妙蓮寺奥書院の松桜図、金剛三昧院客殿の梅花雉子図などがあり、そのモチーフは、松に限ったものではなかった。それでは、近世初期の武家居館において、最も格式の高い部屋の荘厳をなぜ、松の図、しかも大画構成を取り入れた金地濃彩の手法でおこなったのであろうか。

松の図が、どのような契機により武家居館にとり入れられたかはあきらかではないが、城郭建築では、すでに織田信長が完成させた、安土城天守閣の障壁画の題材として用いられたことが知られる。『信長公記』によれば、天正七年(1579)正月八日「安土御天主之次第」の項に、天守閣四重目について次の記事がある。

四重目、西十二間岩ニ色々の木を被遊、則岩之間と申候、次西ハ畳敷ニ竜虎之戦有、南十二間竹之色々被遊、竹間と申候、次十二間、松計を色々被遊候（以下略）

安土城の天守閣は七重であったが、上から一重目には「三皇五帝、孔門十哲」など、中国の聖賢を題材とし、二重目は「釈門十大御弟子」を描き仏間とされたようである。三重目には障壁画はなく、「こや（小屋カ）の段」

といわれたようで、四重目以下と上層を隔する役割をもったと思われる。

さて、問題の四重目は、これにつづく階層であり、ここには、岩・竹・松をそれぞれ主題とした「十二間」という同じ規模をもった部屋が3室あった。このほか、竜虎・桐に鳳凰・許由巢父などが諸室に描かれた。この四重目が、どのような機能をもった階層であったかは不明である。しかし、安土城天守閣が、後の城郭建築に見る武家居館としての機能を合わせもっていたことを考慮すれば、五重目には**御座之間**、六重目には**御書院**を備えていることから、六重目を表向の対面などにつかう公的空間、五重目は信長のやや内向きの中奥の機能をもったと考えられ、四重目から上層は、奥向の機能を果たしていたのかもしれない。この四重目の画題、岩・竹・松は、同じ広さの部屋に描かれることから対等の関係にあると考えられ、江戸城本丸御殿や二条城二の丸御殿の大広間を荘厳した松のように、殿舎内の障壁画のなかでとくに特徴づけられる画題ではなかったようである。また、「松計を色々」と記すことから、大画構成による松の図が存在したかどうか確認はできない。

ところで、この安土城天守閣の障壁画は狩野永徳が制作したとされている。武田氏は『本朝画史』の記述から、永徳の大画構成による障壁画制作への契機が、信長や秀吉以下、諸大名による武家居館の造営ラッシュにあることを指摘される⁽⁷⁾。つまり、近世初期の武家の間での造営ラッシュのなかで、障壁画制作の依頼が増大し、たんに大画面を描くためではなく、莫大な障壁面の量をこなすため、細筆による精緻な描法を用いる暇がなく、題材を巨大化した大画に専念せざるを得なかったのだという。このような状況の中で、大画構成による障壁画が完成され、その傾向は長谷川等伯など、江戸時代初期に至る狩野派絵師による障壁画の一つの特色となったのである。

宇喜多秀家の伏見屋敷の書院を移築したと伝えられる、表御殿**御広間**の「大松ノ画」も、ちょうど、こうした造営ラッシュのなかで描かれたと考えられ、江戸城本丸御殿や二条城二の丸御殿など、江戸時代初期の幕府関係の殿舎において、最も大規模な画面による巨松として、広間を荘厳する障壁画が描かれることになったのである。

このような大画構成による松の図は、近世初期にとくに特徴的な傾向を示すものであり、おそらく、この時期の広間という空間のもつ機能に不可欠な要素として位置づけられていったのであろう。広間の機能は、前述のように、武家儀礼のなかで最も重視された対面所としてのものである。将軍と大名・旗本、あるいは藩主と藩士との対面は、武家社会の原則である主従関係を確認する盛儀であった。臣下にあるものの総登城により挙行されるこの儀式では、広間は家格や役職の上下により整列した彼らにより埋めつくされ、彼らが静かに待機するなか、将軍、あるいは藩主が上段に出御する。かれら臣下のものにとっては、将軍や藩主は、江戸時代の社会では、絶対的な存在であり、主君の生命が絶えようと、その権力は世襲され不朽・不滅のものであった。そのような権力を象徴するものとして、松が最もふさわしかったのではないだろうか。

松には、「神性が宿る」という思想が古くから見られ、中国では、儒教思想のなかで節操の象徴、また道教では不老長寿の象徴として考えられてきた。このような思想は、平安時代にはすでに日本に伝えられ、民間信仰と結びつきながら、日本人の心情の中に深くとけこんでいったといわれている。こうした松に対する思想が、儒教思想をもとに、秩序的社会の確立を目指した近世権力を象徴するのに、最もふさわしい題材であったのではないだろうか。大胆な推論が許されるならば、まだ、徳川幕府による幕藩体制の確立していない、近世初期の社会情勢のなかで、とくに、このような儀式における荘厳が求められたと考えておきたい。

黒書院

表3に見るように、表御殿**黒書院**の**御上段**には、「山水」の図が描かれていたと伝えられる。また、**鶴之御間**には、「黒絵ノ鶴」とあり、水墨画であったことが窺われる。「山水」が、どのような手法により描かれていたかは明らかでないが、画題から推定して、**御広間**に見られたような金地濃彩による絢爛豪華なものではなく、水墨画、

あるいは淡彩によるものと考えられよう。

近世初期の武家居館のなかで、山水画、あるいは風景画が画題として用いられた例は、名古屋城本丸御殿の御対面所・黒木書院、二条城二の丸御殿の白書院、大坂城本丸御殿の黒書院、江戸城本丸御殿の黒書院などがあげられる。これらは、やや内向の対面の場として用いられたところ、あるいは、表向において居間として用いられたところであった。表御殿黒書院も、前述のとおり、家老以下の要職のものとの、やや内向の対面所として用いられたところであり、これらの例から見る限り、近世初期の傾向としては、表向の広間には金地濃彩による障壁画がとり入れられたのに対し、表向の空間のなかでも内向の対面所や、居間として用いられる私的要素の加味された部屋になるにしたがい、淡彩・水墨による山水画、あるいは風景画へと移行する傾向が窺える。

笹之間

笹之間は、家老・用人などの要職につける家格を有したものが詰める部屋であり、障壁画に笹が描かれていたことから、この名称がつけられたと考えられる。ここに詰める家格のものを笹之間詰衆というのも、この室名から呼ばれたものである。前述のように『年譜』では、2代藩主直孝のときから、この笹之間につづく部屋を藩主の居間とし、笹之間詰衆を伺候させて政務をとったと伝えられているため、藩政の中核機能を持った部屋であり、さしづめ、江戸城内における溜之間・雁の間・菊之間など要職につく諸大名の詰所と同じ機能を果たしたと考えられる。とくに、これら詰所と笹の絵との連関は見られないが、しいてあげれば、江戸城本丸御殿中奥の御側衆詰所や御側御用人所など、將軍の側近衆の詰所に隣接して笹之間という室名が見られる。この江戸城内の笹之間の機能を明らかにすることはできないが、こうした近臣の詰所として用いられた可能性も考えられよう。笹のもつ、自然にさからわない受動的なイメージが、これら近臣の姿と重なり合うのかも知れない。

以上のように、各棟の主要な部屋の障壁画について、考察をおこなってきたが、このような殿舎内の障壁画の構成について、当時の狩野派の障壁画制作の式法と密接な関係があることが武田氏により指摘されている。

『本朝画史』巻四には「画壁障図様式法」という項目があり、狩野派による障壁画制作の式法が記されている。これによれば、まず、作画の序列として、水墨の山水画から淡彩の人物画、さらに金地濃彩の花鳥あるいは荒草大樹へという流れがあること、つぎに、殿中の構成を上段・中段・下段・廬間に区分すると、障壁画面においては、上段に山水、中段に人物、下段に花鳥、廬間に走獣という四種の画題があてられていたことなど、彩墨方法や画題による対応関係が定められていたことがわかるとされる。この殿中の構成としての上段・中段・下段・廬間の区分は、廬間が玄関に相当すると考えられることから、同一棟内での構成をさすのではなく、表向殿舎のなかで、玄関に近い棟を下段、奥向に近い棟を上段としていって考えられよう。つまり、表向殿舎の奥から表へ、彩墨方法では、水墨・淡彩・濃彩の序列、画題では山水・人物・花鳥・走獣という序列があったのである。

武田氏は、これらの対応関係を名古屋城本丸御殿障壁画を例に論証されたのであるが、表3と照応してみると江戸城本丸御殿にも対応関係が見られ、また、他の二条城・大坂城の例では人物の画題がこの対応関係に一致していないが、山水・花鳥・走獣については、ほぼ対応していると考えられる。表御殿表向殿舎もまた、その例の一つと考えられ、この式法が採用されていることが窺える。

もちろん、このような式法の確立には、『本朝画史』に「従于時宜応於求」と、施主の求めにより適用しえないことも配慮されていることから推測すると、絵師の立場によるものかと考えられるが、その過程においては、近世の武家居館の発達過程とともに、施主である武将との間で試行錯誤がおこなわれたことが想像される。また、これら彩墨方法や画題による式法が、諸室の機能と関係が深いことから、この式法の確立が、殿舎内での武家儀礼の確立と深く結びついていたことが推測されるのである。

註(1) 東京国立博物館特別展観目録『江戸城障壁画の下絵―大広間・松の廊下から大奥まで―』(1988年)

(2) たとえば、江戸城内では総登城の際、大名・旗本の詰所は、家格によって分けられていたが、それら詰所は、竹之間(将軍家の連枝)・雁之間(譜代3―10万石)・菊之間(譜代3万石以下、詰衆の嫡子、小姓組番頭、大番頭、書院番頭など)・柳之間(四位以下の大名、表高家など)と呼ばれていた。

(3) 武田恒夫『近世初期障壁画の研究』(1983年 吉川弘文館)

(4) 表3は、松岡利郎「徳川再築大坂城の本丸御殿」(『日本名城集成 大坂城』所収)に掲載の表をもとに、江戸城本丸御殿は、註(1)の江戸城障壁画の下絵を、彦根城表御殿は、『年譜』・表御殿絵図などを加えて作成したもの。

(5) 『殿中御作法向』正月十五日、寺社御礼の条、

(6) 武田恒夫前掲書

(7) 武田恒夫前掲書

(8) 武田恒夫前掲書

(2) 表御殿表向障壁画の制作者

『年譜』には、表御殿大広間障壁画の筆者について、長谷川等伯・狩野一雲⁽¹⁾の名を伝えている。この大広間が宇喜多秀家の伏見屋敷の書院を移築したとする伝承を信じれば、十分に考えられる説である。しかし、かれらが絵師として制作活動をおこなった時期を考慮すれば、元和以降に着手されたと考えられる表御殿の障壁画を新たに制作したことは考えられないため、他の障壁画の制作とは時期がさかのぼると思われる。そのため、ここでは大広間障壁画の制作者については言及をさけ、表御殿造営に際して新たに制作されたと見られるものについて考えて見たい。表御殿障壁画の伝存が確認されていない状況で、その制作者について文献のみにより論議するのは無益かもしれないが、『年譜』の記述の信憑性を検討する意味において、少し考察を加えてみよう。

大広間以外の殿舎では、狩野興以が黒書院、狩野光信が御守殿、長谷川雲巖と狩野了桂(渡辺了慶)が鐘之丸御守殿、「藤兵衛」という人物が笹之間を担当したことが伝えられている⁽²⁾。これら五人の絵師のなかで、とくに注目されるのは、狩野光信・狩野興以・渡辺了慶の三人の狩野派絵師である。

光信は、永徳の嫡男として生まれ、天正9年(1581)、17歳のときには、すでに父永徳とともに安土城障壁画制作に加わっていたとされる⁽³⁾。永徳の死後も天正20年の肥前名護屋城障壁画制作をはじめ、豊臣秀吉・徳川家康のもと没年に至るまで、各地で障壁画制作をはじめとする多くの画用にたずさわっている。慶長10年(1605)には、豊臣秀吉の夫人北政所が京都東山に建てた、高台寺の障壁画を手がけるが、そのとき、興以・了慶の二人も参加しており、この時期の光信の障壁画制作に、かれら二人が関与していたことが窺われる。興以・了慶は、当時、光信の門下にあり、弟子のなかでも双壁をなしたといわれ、光信とともにこの二人が表御殿障壁画を手がけた可能性はある。

しかし、ここで注意しなければならないのは、その制作時期である。表御殿は『年譜』などの記述から推定すれば、二代藩主直孝が造営したと考えられ、その上限は、元和元年となる。一方、光信は、通説では慶長13年、44歳で没しており、かれが直接筆をふるったとは考えがたい。また、光信自身の制作活動からみても、慶長10年に高台寺障壁画・相国寺法堂天井画、慶長11年3月には、幕府御用のため江戸へ下向、同8月にはいったん帰洛するが、同10月には再び江戸へ下向し、そして、慶長13年6月に帰洛途中、伊勢桑名で発病し客死すると伝えられることから、慶長8年からはじまった彦根城築城が本格化し、天守が完成する慶長11年頃の間はもちろん、そ

れ以降であっても、光信自身が、彦根城関係施設で障壁画制作に加わる可能性は極めて低いといわざるをえない。光信が担当したと伝えられる表御殿内の御守殿を、二代直孝の造営と考える限り、この光信筆とする『年譜』の記述は否定されねばならないであろう。むしろ、表御殿の造営時期から推測すると、慶長19年に名古屋城本丸御殿障壁画を、興以らとともに制作した、光信の子貞信あたりが手がけたと考えるほうが自然であろう。

現存する二条城や名古屋城障壁画などには、制作者の落款や印がないことが多いことから、表御殿の場合も『年譜』の編纂された享保年間には、明確な記録が残されていなかったのかも知れない。光信筆とする説も、光信に絵を学んだ貞信の障壁画を、後世に光信筆と極められた可能性もある。障壁画が伝存しないため、これ以上の憶測は避けたいが、ともあれ、狩野光信筆の伝承は疑問点が多いことは指摘できよう。ただし、狩野興以・渡辺了慶⁽⁴⁾については、元和以降にも制作活動が見られることから、かれらが制作に加わった可能性はあり得ると思われる。

つぎに、長谷川雲巖と藤兵衛についてみてみよう。長谷川雲巖は、了慶とともに鐘之丸御守殿の障壁画を手がけたと伝えられ、了慶が「四ノ間花鳥」を描いたのに対し、「御調台ノ絵」を描いており、担当する場所から判断すると、了慶よりも絵師としての格が上位であったと推測される。雲巖についてその経歴を明らかにできないが、御守殿が、元和6年(1621)の東福門院和子入内に際して造営されたことを考慮すると、当時の有力な狩野派絵師の一人と考えられよう。

さて、残る藤兵衛の担当した笹の間は、『年譜』に障壁画の存在が記されたなかでは最も格式の低い部屋であり、「藤兵衛」という冠途名だけで記される点でも、他の絵師とは格が低かったことが窺える。藤兵衛がどのような経歴を持つ絵師であるかは判然とし⁽⁵⁾ない。他の狩野派絵師とともに障壁画制作に加わっていることを考えると、狩野派門人として江戸から派遣されたとも考えられる。ところが、『年譜』には、この藤兵衛と同一人物である確証はないが、慶長7年の「藩士分限高覚」のなかに絵師として「藤兵衛」の名がみえており注目される。表御殿の藩主の御座所や格式の高い部屋を除けば、このような藩御抱えの絵師が描くことがあったと考えることもできよう。

以上のように、彦根城表御殿の障壁画は、その主要部分は狩野派の絵師により制作されたことが窺える。またその制作手法の面からも、狩野派による式法にもとづき制作されていたのである。表御殿の造営年代ともかわる、その制作時期については明らかにすることができなかったが、少なくとも江戸時代初期の狩野派絵師により制作され、江戸時代を通じて、修理改変はあったかも知れないが、同一の画題の障壁画として存続されたと考えられる。

註(1) 表2を参照。

(2) 鐘の丸御守殿の障壁画については、『年譜』に「鐘丸御守殿御調台ノ絵ハ長谷川雲巖筆、同所四ノ間花鳥ハ狩野了桂筆也」と記されている。このうち、狩野了桂と記される絵師は、渡辺了慶の菩提寺、江戸種徳寺過去帳に「輪空了桂信士^{正保二乙酉二月}狩野元兵衛父」とあることから同一人物と考えられる。

(3) 土居次義「狩野永徳／光信」『日本美術絵画全集 狩野永徳／光信』(1978年 集英社)

(4) 狩野興以の画業として、近江での制作活動を裏付ける作品は現在のところ知られていないが、寛永3年(1626)の二条城白書院画など、元和以降の活動が見られる。渡辺了慶は、印記をもつ作品として、近江では福田寺(近江町)蔵の「源氏物語図屏風」、齡仙寺(五個荘町)蔵の「十六羅漢図」などがあり、了慶筆の伝承をもつ障壁画としては、滋賀院(大津市)の「仙人図襖絵」が知られており、近江を舞台とした画業が窺われる。

(5)『古画備考』には、狩野派門人として「岡田藤兵衛」「黒田藤兵衛」の名を記すが、経歴は不明である。

(3) 表御殿奥向の荘厳

表御殿奥向については『年譜』には、その障壁画について何ら記述はない。また、表御殿絵図にも障壁画を室名とした例はないため、これらから奥向の障壁画の様相を知ることが不可能である。江戸城障壁画の下絵により、大奥諸室の障壁画が花鳥画などととも、「源氏物語」や「栄華物語」を題材とした王朝風の物語絵であったことがあきらかになっているが、これらの画題が、⁽¹⁾『本朝画史』にいう障壁画の式法のように他の武家居館にも適用されていたかどうかは、奥向障壁画の現存例が極めて限られているため明らかにしがたい。

しかし、表御殿奥向では、井伊直弼が嘉永4年(1851)から安政4年(1857)にかけて、彦根と江戸で催した茶会の記録『彦根水屋帳』『東都水屋帳』が伝存し、この記録には、表御殿や槻御殿・江戸上屋敷などの奥向における座敷飾りが記されているため、書院などの床に飾られた掛物の筆者や画題から、幕末期の奥向諸室のもつ雰囲気がある程度想像することが可能であろう。表4は、この両茶会記に記された掛物を書き上げたものである。以下、これをもとに表御殿奥向の雰囲気をさぐってみよう。

これらを筆者の画風により分類すると、陳子知・周之冕・呂紀などの中国絵画、秋月等顔や狩野派の絵師などによる漢画系の絵画、尾形光琳・酒井抱一などの琳派系の絵画、谷文晁や円山応挙など江戸時代中期以降に確立された文人画や写生画などに分けることができる。そして、表向の諸室には、狩野派の絵画が中心であり、中国絵画が用いられることもあるが、琳派や文晁・応挙など、狩野派以外の画風のものが用いられた例はないことがわかる。

一方、奥向や藩主の私的な邸宅として建てられた槻御殿には、狩野派に限らず、中国絵画や琳派、文晁・応挙なども見られ、書院の床の掛物として、琳派の絵画が採用されることも見られた。また、沢庵の書跡や、藩主自詠の短冊が用いられることも表向では例のないことであった。

表4

御 殿 名	年 月 日	室 名	画 題	筆 者	形 状
表 御 殿	安政3年10月7日	(奥書院)床 新小座敷 同所次之間床	満 菊 雁之絵 ——	谷文晁 呂 紀 ——	二幅対 堅 物 三幅対 三幅対
	安政4年4月14日 安政4年閏5月	奥書院床 (表)居 間 (表)張出之間 (表)居間書院 (表)同二之間 (表)書院上段 (表)同二之間 (表)杜若之間	寿老人画 岳陽樓図 竹・東坡・竹 蝦蟇・鉄柵 梅に鳩・慈童・柳に鳥 花鳥 竜・獅子に鍾馗竜	(狩野)典信 私月(等顔) 陳子知 (狩野)古川院 狩野山雪 狩野永真 周之冕 法眼祐(清)	—— —— 三幅対 二幅対 三幅対 二幅対 三幅対
槻 御 殿	安政4年5月26日	新建上段 新建中座敷床 張出し座敷床 高見座敷床	弁慶 —— 自詠短冊 雪月花	尾形(光琳) —— (井伊直弼) 狩野	三幅対 大 幅 二幅対 三幅対
江戸上屋敷	嘉永6年4月27日	奥書院 居間書院 居間	鶴之画 —— 竹	(酒井)抱一 (円山)応挙 (狩野)探幽	二幅対 三幅対 ——
	安政6年3月27日	居間書院 休息之間 居間	鶏・仙人・鳩 茶摘・田植 「玄淵」二字	(尾形)光琳 狩野永岳 沢庵	三幅対 二幅対 大横物

表向に使われた掛物として確認されたのは、安政4年閏5月に、幕府御数奇屋坊主頭格の谷村三育を彦根に迎えての茶会のみであるので、どこまで一般化できるか疑問は残るが、江戸幕府の御用絵師として定められた狩野派など漢画系の絵師が、公的儀礼に用いる表向の書院飾りとして採用されたのは当然のことと考えられる。それに対し、奥向では、狩野派のみにとらわれない自由な撰択がおこなわれていたことが窺える。ただし、これらの事例は、藩主井伊直弼が亭主となって催す茶会での例

であるため、日常的にこのような飾りがおこなわれたとすることはできないであろう。⁽³⁾

しかし、その点を考慮しても、なお、表御殿奥向や楓御殿、江戸上屋敷奥向には、琳派や文人画・写生画風の絵画を飾りつけても、効果を引き出すことのできる室内環境がととのえられていたと考えられるのである。表御殿奥向については、平面図だけでなく、「起こし絵」と呼ばれる組立式の立体模型が主要な部屋について伝存しており、これによると、奥向御座之御間などの壁に「錆壁」と記されており、赤錆色の古雅な趣のあるものが採用されていたことなどから推測すると、かなり落ち着いたくつろぎの空間として仕上げられていたと思われる。

註(1) 東京国立博物館特別展観目録、前掲書

(2) 井伊家伝来資料、彦根城博物館保管、

(3) 『彦根水屋帳』安政4年4月14日、表御殿奥向でおこなわれた茶会では、「奥書院床」の掛物として、「常ノ典信筆」の三幅対が用いられたことがわかる。この狩野典信の絵が「常ノ」と記されていることから、ふだんは、この掛物が用いられていたとも考えられる。

おわりに

以上のように、表御殿の構成と機能について、いくつかの角度から検討を試みてきた。複雑な殿舎構成を持つ表御殿においても、そこで行動する人々の身分や役職に応じて定められた行動空間の区分が配慮され、実にたくみに構成されていることが窺える。また、このような殿舎構成は、江戸城本丸御殿や『匠明』の「殿屋集」に示された屋敷図の構成とも共通する部分が多く、殿舎を建てる際の立地条件や家格の相違により、規模や構成に異なる点も見られるが、基本的にはこれら幕府関係の殿舎の影響を強く受けている。この点は、建築上の面からだけでなく、表御殿表向の障壁画による荘厳についても同様であったのである。

表御殿の造営時期、また創草期の殿舎構成については、その全体像を明らかにしうる根拠を見出すには至らなかったが、『年譜』等の記述や発掘調査の結果、少なくとも表向の玄閑棟、御広間棟・黒書院棟・笹之間棟・表御座之間棟の一部までは、当初から殿舎の広がりが見られたことが推定された。その後、表向部分は、表御座之間周辺の藩主の居間としての空間で増改築が見られるものの、他の棟は基本的な棟構成を存続しつづけた。また奥向では、御座之間を中心とした御殿向と長局を中心に度重なる増改築がおこなわれている。つまり、表・奥向とも、藩主の居室を中心とした殿舎に増改築の重点が置かれたといえる。逆の見方をすれば、表向儀礼をおこなう御広間や黒書院などの大規模な殿舎では、火災などの災害による破損がない限り、大幅な増改築は困難であったのであろう。

このような、藩主の居室を中心とした増改築は、とくに江戸後期において顕著であったことが、表御殿絵図や発掘調査で確認された。なかでも大規模な増改築のおこなわれたⅣ－Ⅴ期は、11代藩主直中の頃と考えるのが有力である。直中は、父直幸のあと寛政元年(1789)に藩主となる。幕府では松平定信が老中筆頭として寛政の改革をおこなった時期、直中も藩政改革に着手し、国産奨励・栗見新田の開発などの大規模な経済政策を実施するとともに、一方では、能や茶道・香道などを奨励し、藩校を設立するなどの文化・教育面でも積極的な活動が見られた。江戸後期の表御殿の増改築は、まさに寛政から文化年間に至るこの時期におこなわれたと推測される。

その目的の一つには、この時期の藩主の精力的な文化活動のための活動空間、すなわち、藩主の居室や能舞台・茶室などの特殊な空間、数寄屋風の遊芸的な空間の充実にあったのであろう。Ⅳ期における奥向御茶所(天光室)

・御茶屋・御亭などの増築、Ⅴ期における能舞台の新設などは、その具体的なあらわれである。また、藩主を退隠した文化11年、槻御殿においても殿舎の増改築や能舞台・御茶所が新設されており、これらは藩主直中の一連の事業として位置づけることができるのではないだろうか。

明治9年(1876)に解体されて以来、約120年ぶりに復元された表御殿は、ちょうどこの時期の殿舎をモデルとしており、能舞台の移築復元、奥向の御亭を含む御殿向諸室や、2つの茶室の木造復元など、遊芸的要素の強い江戸後期の殿舎の特色が十分にいかされたものといえよう。